

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

決算特別委員会会議録(4)			
日 時	平成14年10月 3日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時08分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	佐々木(政)委員長、武井副委員長、横田・前田・松本(光)・中村 齊藤(裕)・中島・小林・北野・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	佐藤監査委員、水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・土木 建築都市各部長、樽病・監査委員両事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に中島委員、秋山委員をご指名いたします。

委員の交代がございますので、お知らせいたします。

大島委員が斉藤裕敬委員に、新谷委員が中島委員に、久末委員が松本光世委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員にそれぞれ交代をいたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生、建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

それでは、市民クラブ。

斉藤(裕)委員

保護マットについて

環境部にお尋ねいたしますけれども、今回話題になりました最終処分場ののり面保護マットについてです。

平成13年度は、幾らぐらいの発注がされていますか。

(環境)管理課長

発注の関係でございますけれども、面積で申し上げますと2,584平米、金額で申し上げますと、決算数値で1,390万円ほどの額になってございます。

斉藤(裕)委員

平成13年度は、ニッタイマットという商品名が仕様書に載っております。

環境部に尋ねますけれども、土木部とどんな協議をされましたか。

(環境)五十嵐主幹

環境部から、遮水浸性の保護マットということで発注するに当たりまして、当初、15ミリといたしますか、ニッタイマットを使用しておるのですけれども、安全上といたしますか、要するに同等程度というような形をお願いしました。

斉藤(裕)委員

もう少し詳細に説明していただきたいのですけれども、どんな資料を基に、どんなメンバーでこの仕様書について協議をされましたか。

(環境)五十嵐主幹

環境部といたしましては、仕様書の協議というよりも、うちとして保護マットを13年度に敷設することになったわけですけれども、従来使用している15ミリ、それと同等程度のもので選定していただきたいということでお願いしてございます。

斉藤(裕)委員

具体的に言ってください。どなたがどなたに話したのですか。仕様書は見ていますか。

(環境)五十嵐主幹

仕様書ということですが、環境部の方から、工事依頼ということで、土木部の方に、こういって保護マットを選んでいただきたいということで依頼しておりまして、仕様書の作成に当たって特にそういう形ではありません。

仕様書を作成するときどのような協議をしたかというお尋ねだと思うのですが、さきほども言いましたとおり、

同等程度の強度といたしますか、そういうものをお願いしたいということをお願いしました。仕様書作成時における協議ということではしておりません。

斉藤(裕)委員

仕様書作成時に協議をされていないということですが、では、なぜ心変わりして、平成14年度、今年度は協議したのですか。

安達さんの予特での答弁では、綿密に土木部と協議をして、この工事について打合せをしたかのごとく答弁されております。今の主幹の答弁によると、去年は仕様書の作成に当たり熱を入れた協議はしていないということです。これは同じ工事で面積だけが変わるものですね。13年度、そして14年度と同じ工事が引き続き行われているのに、去年やらないで、今年やったのはなぜですか。何か事態が変わったのですか。

環境部次長

先般の予特の際の答弁のことだと思いますけれども、私がお答えいたしたのは、今年度の保護マットの工事に当たりまして、従来から使われてきた15ミリ、それと同等のものを今年度も敷設をしていただきたい、こういったことを土木部の方をお願いしたということです。

これにつきましては、私が直接ということではなくて、施設担当の主幹がいるわけですので、その方を通して土木部と協議をさせていただいた。したがって、昨年度におきましても、施設担当の主幹であります五十嵐の方がそういうお願いをさせていただいたということでもあります。

斉藤(裕)委員

ここで確認しておきましょう。15ミリという言葉は、土木部に対して皆さんが発した言葉ですか。

(環境)五十嵐主幹

15ミリという指定ではございませんで、過去から、15ミリということで、実際にはニツタイマットを敷いてありますので、それにつきましては、建設当初に、町内会などと、安全性の問題で、安全性を下げる形でやらない、こういうことでお話し、説明もし、協議をしておりますので、うちとしましては、去年同等の強度というか、安全性を持っているものを敷設方をお願いしたいということをお願いしています。

斉藤(裕)委員

私は、小さなこともきちんと一つ一つ確認しながら議論していますので、中途半端なことはやめてほしいのですが、13年度は、強度についても同等ということをおっしゃっているのですか。

(環境)五十嵐主幹

強度とか厚さとか、そういう個別の言い方ではなくて、要するに、ニツタイマットを当初に敷いた経緯もございまして、その安全性について現場において目視で確認するといいますか、状態を見ている者として、同等程度の強度というか、強さというか、総体として同程度のものということをお願いしました。

環境部長

環境部として土木部をお願いしていることは、施工依頼をした際に、従前と同等のものをお願いしたいというふうに言っています。それで、今、主幹から強度などの話が言葉として出てきていますけれども、これは、今回いろいろご質問があった中で、知識として入ってきて、そういう形で強度とかなんとかという言葉が申し上げていますが、環境部としては、従前から、当初のものと同様のものをお願いしたいというふうに申し上げております。

斉藤(裕)委員

工事依頼を受けた土木部はそれでいいですか。

(土木)建設課長

依頼がありまして、そういう形で検討して、今までも使っているし、強度が同じような仕様という形で、土木部

はそれを使用しております。

斉藤(裕)委員

この問題は、ある意味ではそれこそマニアックかもしれないけれども、非常に根が深いものだと私は思っていますので、具体的にお尋ねしますが、同等程度ということをおっしゃったのはどなたですか。

建設課長は、環境部から同等程度と言われたのでしょうか。それはだれから聞いたのですか。まさか、書いたもので同等程度なんてあるわけではないでしょう。だれから聞いたのですか。

(土木)建設課長

協議したのは、施設担当の主幹ということでございます。

斉藤(裕)委員

環境部は、全都清から設計要領が出ているのは知っていましたね。今年度は知っていましたね。昨年度は、国からの指針のようなものがあったと私は聞いているのですけれども、それは事実ですか。

(環境)五十嵐主幹

ちょっと確認したいのですけれども、国からですか。

斉藤(裕)委員

はい。

(環境)五十嵐主幹

承知しておりません。

斉藤(裕)委員

平成9年度時点では、最終処分場の詳細については指針がなかったと私は聞いております。しかし、去年の時点では、既に、ある一定の目安ということで国から示されているはずなのです。国というか、外郭というか、どこかわかりませんが、その辺は承知しておりませんか。

(環境)五十嵐主幹

国ではございませんが、いわゆる全都清から、平成13年11月に、指針といいますか、目安といいますか、そういう本が第一版として発行されました。その発行された事実については、年が明けました2月か3月、私はまだいりませんでしたけれども、そのあたりに、文書の発行案内といいますか、そういうものが来ていたということです。それで、14年度に当たっては、正直な話、私は指針というものは知りませんでした。その後わかりまして、購入したものでございます。

斉藤(裕)委員

確認しておきますけれども、それでは、環境部は、平成9年以降、今回全都清が設計要領を出すまで、国から目安のようなものは何も示されていなかったという認識だった、こういうことでいいですか。

(環境)五十嵐主幹

目安といいますか、要するに、保護マットを敷くという話でございますので、それについては、厚さとかという意味ではなくて、保護マットは、紫外線から防ぐために敷かなければならないということです。知らなかったと私がさっき言ったのは、厚さとかという意味ではなくて、敷くというのは、技術基準でもございまして、保護マットを敷かなければならないということでは承知しております。

斉藤(裕)委員

遮光性について重要視されるようになったのでしょうか。違いますか。

(環境)五十嵐主幹

国の技術基準については、要するに、紫外線によって遮水シートが劣化するというか、それを防止するために保護マットを敷きなさいという形での基準になってございます。そういう認識でございます。

斉藤(裕)委員

だから、これは遮光性でしょう。

土木部に尋ねますけれども、遮光性についての認識はありましたか。

(土木)建設課長

平成10年の指針といいますが、そういうものは、遮光性及び外力からの保護という形のマットを敷きなさいと、そういう形の指針というか、厚生省から出ている用途は読んでおります。

斉藤(裕)委員

平成14年度、今年度の工事については、予算特別委員会で建設課長の方から答弁がありましたよね。知らなかったのだということです。一連の私の指摘として、特定業者になってしまうのではないかとか、基準が全都清の基準と相違していないかとか、また、土木部長からは、特定メーカーのパンフレットを仕様書に写したのではないかと言われても仕方がない、いろいろ指摘をして、それをお認めになった。構図は変わっていないのです。

13年度も発注の仕組みは今年と同じだったのでしょうか。私がいろいろ今まで指摘したことは繰り返しませんけれども、14年度、これはまずいのではないですかと幾つかの指摘をしました。それについては結果的に認めになりました。13年度も同様の指摘を受ける状況にあったことは認めになりますね。

土木部長

この保護マットにつきましては、予算の中でいろいろ議論をさせていただいてはいますが、土木部の方から説明をさせていただきました。

私どもとしては、9年から使用しているという実態もございまして、その中で安全性を重視していこうということで使用してきているわけですが、一つは、13年度の仕様書は、具体的に明確な形で載っている仕様書ではなかったものですから、14年度は、そういうものをはっきりさせながら、メーカーなり業者なりに、仕様書の内容そのものをきちんと把握した中で工事を施工していただくという趣旨もございまして、仕様書に改めてきちんとした数字を表し、入札をした、こういう経過でございます。

斉藤(裕)委員

私は、13年度もまなかった、14年度と同様に13年度も気づかなかった、平成9年度からの事業が引き続きあったから、そのとおりやった、だから、指摘されてもしょうがないのだと、こういう答弁であつたら、それで納得がいきますけれども、今の部長の答弁でしたら、予算特別委員会の議論よりも後退したような形です。さもさも、今回の発注自体がよかったのだと、正当化しているようにも聞こえるのです。それは、予算特別委員会の流れがありますから、その流れとは逆行するものであり、ふさわしくない。

本当は、予算特別委員会と同じことを平成13年度に当てはめて、ここで同じことをやればいいのですが、そんなことはしたくないから、保護マットの選定については、14年度と同様に、13年度も、不手際と言ったら皆さんはアレルギーがあるでしょうから、好ましくない状況にあったと言ってくれば、この質問を終われるのですよ。いかがです。

土木部長

私の舌足らずかもしれませんが、一つ大きな目的として、予算委員会の中でお話をしましたが、安全性というものを大事にしてきては、その中で、今ご指摘がありましたように、13年度は仕様書の中できちんとした形がなかったものですから、それを今明確にしたということがあります。確かに、言われるとおり、13年度もその辺はもう少しきちりすべきだったということは当然あるかと思います。

斉藤(裕)委員

環境部長に尋ねますけれども、山田市長は、本会議の質問でもそうですし、その他の質問でも、厚ければいいのだと言っているのです。厚ければ厚いほどいいだろうと。この認識は正しいのですか。全都清から出されている技

術基準、物の考え方からして、厚ければいいのだという判断は正しいですか、正しくないですか。

環境部長

本会議なり委員会で市長が答えている厚さというのは、10ミリと15ミリの話の中での答弁なのです。ですから、10ミリより15ミリの厚い方がいい、こういう発言をされたと思います。

だから、何ぼ厚くても、その中身が粗悪であれば、厚ければいいという話にはなりませんけれども、さきほど言ったように、今回の市長の答弁は、10ミリと15ミリの比較の中でお話ししておりますので、その点としては厚い方がいい、こういうお話だったのではないかというふうに私は理解しております。

斉藤(裕)委員

何と何ですか。

環境部長

10ミリと15ミリの比較です。

斉藤(裕)委員

同じ素材ということですか。どういう条件ですか。

みんなそれぞれ試験表をつけてきているわけですし、製造工程も違いますよね。それで、何と何を比較したのですか。

環境部長

厚ければ厚いほどいいのかというお話でしたから、今回の市長の答弁は、10ミリと15ミリを比較した中で、厚い方がいいというお話だったと思うのです。私はそういう理解をしています。

ただ、さきほど、私が厚ければ厚いほどと言ったときに、粗悪品という話をしたのは、当然、15ミリ、20ミリ、30ミリというふうに厚ければいいのではないかという話になるかもしれませんが、30ミリであろうが40ミリであろうが、中身が粗悪であれば、厚ければいいという話にはなりませんねと、こういうふうにお答えしただけです。

斉藤(裕)委員

市長の答弁は正しいんだ。品質の問題、素材の問題、短繊維とか長繊維とか、反毛フェルトとか、いろいろ書いてあったけれども、そういうものも含めて市長は理解した上で、厚ければ厚い方がいいということだったのですか。

環境部長

土木部と環境部も入って、現物を見せながら説明したときに、10ミリと15ミリというものを実際に見せてお話ししました。そのときに、私は技術的なことは詳しく知りませんが、いろいろ説明した中では、やっぱり15ミリの方がいいだろう、こういう判断で市長はおっしゃったと思います。ただ、10ミリでも、15ミリと同じ能力といえますか、性能というのですか、そういうものがあるのであれば、これは比較の対象にはなるのだらうと思います。

斉藤(裕)委員

五十嵐主幹に聞きますが、ありますか、今の部長の答弁のようなものが。

(環境)五十嵐主幹

私も技術的なことは詳しくないのですが、現時点で、10ミリの厚さで、今回うちの方で敷設した15ミリの安全性といえますか、強さといえますか、それと同等のものはないのかなと思います。

質問は、10ミリの厚さで、今回入れました15ミリのものと強さが同じものがあるかというご質問でしたね。

環境部長

現実には、今ありません。ないから、15ミリの今の方がいいだろうということです。

斉藤(裕)委員

皆さん、ありませんと言い切っているけれども、調べましたか。

環境部長

私の知る限りでは、ありません。

今回の中で、土木部などともいろいろと調査をしている中で、私の方も聞いていますけれども、10ミリのもので15ミリと同等のものがあるということは聞いておりません。そういうことで発言させていただいております。

斉藤(裕)委員

土木部に尋ねますけれども、5,000ニュートンとかという強度のものはどのくらいありますか。知る限りでいいです。

(土木)建設課長

2社あるというお話を前にしておりました。それで、15ミリを使っているということです。要するに、反毛フェルトというのは、今の15ミリになりますと、目つけ量、中に入る厚めの繊維などの密度が濃くなります。密度が濃くなると、貫入抵抗もそれだけ強くなります。今、3,000、4,000というのは、普通の10ミリではないと思います。

斉藤(裕)委員

一生懸命調べられたのかもかもしれないけれども、論理的には、できると思います。実は、幾らでもできるのです。ただ、一般に出ていないだけの話です。一般に出ていないとしたら、15ミリの保護マットにしたって、平成13年度に使用したのもある意味では特注なのです。そういう認識を持たれた方がいい。

さて、今回の質問というのは、13年度も過大であったという質問です。これは、東北以北で北海道だけしか使っていないということを見ても明らかです。

それはなぜか。扱いつらさがあるのです。15ミリでは、施工の手間暇がかかって、結果的に過大設計になるということで、本州では青森より南では使われていないのです。札幌で使っているからいいのだという話にはならない。北海道の中では使っているのだから、いいのだという話にはならない。

皆さんは今後どうしますか。マットの使用というの是一社特命でずっと続ける気持ちですか。

環境部長

環境部としては、さきほど言いましたように、地域住民から、現在の安全性を低下させることなくということで言われておりますので、来年度以降、もしやるとすれば、やはり同等のものをお願いしたいということで、施工依頼をお願いする考えでいます。

斉藤(裕)委員

その言葉が聞きたかったのです。

結果的に、同等品というのは、ニツタイマットしかないことは明らかですから、面ファスナーで強度があつてということであれば、部長が部長の権限において来年度もそういう工事依頼を起こすということでもいいですね。これは確認しておきます。

環境部長

別に、ニツタイマットになるかどうか、わかりません。ただ、それと同等のものということでお願いする考えで、現在おります。

さきほど、斉藤(裕)委員は、つくればあるのだというお話をされていたと私は記憶していますがけれども、もし、そういうものが出てくれば、これは同等のもので、その中で比較すればよろしいのではないかと思います。

ただ、環境部としてお願いするのは、同等のものをお願いしたいということで土木部に施工依頼をしようと、今の時点では思っています。来年度になったら、私がいるかどうかわかりませんので、現時点ではそういうふうと考えております。

斉藤(裕)委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

健康診査事業について

まず、保健所にお聞きをします。

決算説明書の142ページに、健康診査事業費というのがあります。この中から何点かお聞きをしたいと思います。初めに、基本健康診査費ということで、延べ1万895人、平成13年度で健診を受けているわけですが、平成9年度から13年度までの推移を教えてください。それぞれの年の延べ人数と費用について答弁をお願いします。

(保健所)保健課長

老人保健費における基本健康診査の受診傾向でまずお答えいたします。

平成9年度ですけれども、7,971人で18.8%です。平成10年度が8,436人で20%、11年度が9,454人で30%、12年度が1万159人で33%、13年度が1万895人で35%と、二、三%から、時には非常に大きく増えているところもあります。

高橋委員

それぞれの年の費用をお願いします。

(保健所)保健課長

予算に関しては、申しわけありませんが、今、手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えします。

高橋委員

ついでに、年代別もわかれば、後でけっこうですので、資料をお願いします。

この基本健康診査事業ですけれども、この目的と、スタートした経緯、経過を説明願います。

(保健所)保健課長

これは老人保健法に基づく医療以外の保健事業なのですけれども、昭和58年にこの保健法がスタートしました。その時点では一般健康診査と称していたのですけれども、住民の方の健康チェックの場であるということと、健康増進の場であるということを機会に、この健診を始めていったわけです。

現在は、問診の中で、既往歴とか現在の治療状況を聞き、検査の中で、血圧とか血液の検査をし、診察し、レントゲン、心電図等を取りまして、総合的な個人の健康状態を把握している状況でございます。

高橋委員

この目標人数というのはあるのでしょうか。

(保健所)保健課長

数年前までは、国の方でも一応目標値を挙げていまして、50%だとかという値を出していましたが、現在は、かなり受診率が向上してきているので、できるだけ地域に合わせた受診目標を立てて進めていきなさいということをおかれております。

高橋委員

平成13年度において、この事業の目的に、ある程度達しているかどうか、感想というか、認識というか、その辺をお聞かせください。

(保健所)保健課長

13年度の実受診率が35%ですので、もし50%という目標でいったら、かなり上向きの方に来たかなと思っておりますけれども、内容を精査して、対象者が毎年きちんと経年的に受けているのかということと、健診結果を生活に生かしているかという検証をしていかなければならないと思っておりますが、非常にいい健康チェックの機会だとは思

っております。

それから、小樽市内においては、直営でもやっていますけれども、ほとんど全部の医療機関が受診の委託をしていただいておりますので、身近なところで受診できるという利点もありますし、数年前から、年何回かしかセットできませんけれども、セット健診と称しまして、基本健診のほかに、例えばがん検診等も同時に受けられるということをしたので、伸びてきているのかなというふうにとらえております。

高橋委員

次に、その下にあります各種がん検診費というのがあります。延べ人数は2万6,395人ということで、この最近の様子を教えてください。

(保健所)保健課長

がん検診ですけれども、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんというふうに五つの検診の種類があります。これは老人保健法から外れた事業でもありますけれども、本市は継続して実施している中で、総体的には受診率としては横ばいの状況です。

ただ、最近、肺がんとか大腸がんの患者さんが非常に増えているというニュース等を含めまして、受診率の方も若干伸びているのかなというふうにとらえております。

高橋委員

次に、一番上にありますけれども、健康手帳の作成というのがあります。これは中身がないわけですが、具体的にどのくらいの量が去年出たのか、それから、どのように活用されているのか、お知らせください。

(保健所)保健課長

健康手帳ですけれども、これは、健診だとか健康教育を受けたときに自分の結果を把握しておいて、その後の生活習慣病等に生かしていこうという形で交付しているものです。健診結果等を含めて、できるだけ自分で記入していくというシステムなのですけれども、平成12年度の数しか押さえていませんが、5,570という形で、毎年、五千五、六百から6,000以内で、受診した40歳以上の人、それから老人医療の対象者である70歳以上の方には発行しております。

高橋委員

その活用内容なのですけれども、実際に自分で記入するということでしたが、状況としてはどうなのですか。私の周りでは、記入されているのは余り見たことはないのですけれども。

(保健所)保健課長

直営でやっているところの傾向としてお話ししますけれども、健診が終わったら結果説明会というのがありますが、その時点でご記入していただくように指導しているところですので、翌年来ましたら、六、七割は記入しております。

医療機関でも同じように先生の方から指導していただくように、年1回の基本健診の説明会等でご協力を仰いでいるところです。

高橋委員

次に、その下にあります健康教育事業と健康相談事業について、今お話が出ましたけれども、これについて、簡単にけっこうですので、内容を説明してください。

(保健所)保健課長

健康相談事業ですけれども、これは、基本健診を受けた結果の説明でもありますし、それ以外に、日ごろの健康上の問題を持っている住民の方の相談の機会でもあります。

それから、健康教育の方ですけれども、これは多くは住民の方から依頼していただきまして、保健師、栄養士、医者等を含めまして、保健所の職員が出向いてお話をさせていただいているところです。こちらも年に一回ですけ

れども、市内の老人クラブとかPTAとか、少し大きな団体ですが、ご案内を差し上げて、出前でもって健康教育をすることができるということをお話ししております。

高橋委員

ちなみに、平成13年度の健康教育と健康相談の参加人数がわかりましたら、教えてください。

(保健所)保健課長

健康相談の方の集計ですけれども、13年度は2,756人の参加を得ています。それから、健康教育の方ですけれども、集団と個別があるのですが、合計しまして3,856人の参加がありました。

高橋委員

聞きたいのは、基本健診で1万895人受けています。健康教育と健康相談の両方を合わせても6,300人から6,400人くらいと、リンクされていないのではないかなというふうに思うのですが、この辺はどのように考えられていますか。

(保健所)保健課長

確かに、基本健診を受診された方は1万1,000人くらいはいらっしゃいますけれども、健康相談の対象になる方又は利用される方というのは、その中でも、経過を見ていかなければならないとか、新たに指導が必要ではないだろうかという人が利用されることが多いだろうというふうに思っています。

それから、健康教育の方ですけれども、これは、保健所が全面的に1万人以上の方を対象にするのは難しいということもありますが、今、非常にいろいろな方法というか、情報がたくさんありまして、それも一つの情報源だと思っておりますので、決して多いとは思っておりませんが、そうとらえております。

高橋委員

この基本健診を受けて、いいチャンスだなというふうに思うわけです。それで、このアフターケアといいますか、フォローできるような体制があった方がいいのではないかなと私は思っているわけですが、この辺の考え方についてはどうでしょうか。

(保健所)保健課長

基本健診後のフォローですけれども、一つには、さきほどお話ししました経過観察だとか、新たに治療する方について、保健所にいらして下さったの指導という形があります。

それから、訪問指導ということもできますので、その対象者が、家庭でもって個別に指導した方が望ましいケースでありましたら、保健所が中心になって出かけていくという形もあります。

それからもう一つが、個別の健康教育と称しまして、例えば高脂血症とかという特定の対象者なのですけれども、その方にご案内を差し上げて、健康教育的に6か月間お呼びしまして、その中でフォローしていくというシステムがありますが、今のところはそういう体制しかとれていない状況です。

高橋委員

例えば、忙しい人であれば、かなりIT化が進んでいるものですから、情報源としていろいろなものを情報提供するという考えも一つかなというふうに思っているのですが、その辺についてはどうですか。

(保健所)保健課長

保健所は健康に関する情報源になるところだと思いますので、健診を受けた人には、その結果だけではなくて、それに関する資料も同封していることに努力していますし、それから、健康情報と称しまして、今注意しなければならないこと、それから、年代層として注意しなければならないニュースがありましたら、広報だとか日刊紙等も含めまして働きかけていこうとは思っております。

高橋委員

その情報をできるだけ簡単に入手できるような方法をお願いしたいなというふうに思います。ニュースでも問題

になっていますけれども、間違ったダイエット方法とか、中国からの薬でもって死亡しているとか、実際そういうことがあるわけで、いろいろな意味で、保健所の方にはその点をお願いしたいなというふうに思います。

一般廃棄物について

質問を変えます。環境部の方にお尋ねします。

一般廃棄物について確認をしたいのですが、平成9年度からの5年間の数字をいただきたいのですが、一般廃棄物の生活系、それから事業系、その合計の処理トン数をお願いします。

(環境)管理課長

ごみの量の関係でございますけれども、平成9年度の生活系の関係は4万9,921トン、事業系が4万4,745トン、この計が9万4,666トンでございます。

10年度におきましては、生活系が4万8,899トン、事業系が4万6,488トン、この計が9万5,387トンでございます。

11年度は、生活系が4万9,687トン、事業系が4万8,545トン、この計が9万8,232トンでございます。

12年度は、生活系が4万1,528トン、事業系が2万8,466トン、この計が6万9,994トンです。

13年度におきましては、生活系が4万1,646トン、事業系は、不法投棄などを入れまして1万9,881トンです。この計が6万1,527トンでございます。

高橋委員

これを見ますと、平成13年度から急激に落ちてきているのですが、この内容について説明をお願いします。

(環境)管理課長

12年7月から桃内の処分場が用途開始という中で、12年4月からでございますけれども、ごみ袋の透明化の関係をやってございます。なおかつ、12年の7月から資源物の分別収集を全市、実施してございます。あと、事業系一般廃棄物につきまして、同じく12年の7月から有料化ということで取り組んでございまして、その影響を受けているのかなと考えてございます。

高橋委員

次に、資源回収について確認したいと思います。

平成13年度も含めて、最近の状況はどういう推移をしてきているのか、説明をお願いします。

(環境)廃棄物対策課長

資源回収についてでありますけれども、まず、収集量について説明させていただきます。

平成9年度、10年度、11年度については、モデル地区だけの事業でしたので、量が少ないのですが、平成9年度については76トン、平成10年度については271トン、11年度については285トンでした。

平成12年度ですが、一部モデル事業もございましたけれども、平成12年の7月からは全市の収集を展開いたしましたので、そのため、786トンとかなりの量を収集いたしました。

それから、平成13年度についてであります。830トンの収集をいたしております。

平成12年度の786トンに対しまして、平成13年度は830トンで、率にいたしますと5.6%程度のアップにとどまりまして、計画予定量では1,200トンだったのですが、その中では約70%程度の資源の協力で終わったという状況であります。

高橋委員

資源回収については、だいたいもう横ばいになってきているという状況でよろしいですか。

(環境)廃棄物対策課長

資源回収についてでございますけれども、横ばいかということの話であります。平成12年の7月に全市展開がされてから、市民の方のリサイクル意識というのがかなり向上しまして、どんとはね上がった状況があります。

しかし、平成12年の7月から翌年の3月までと平成13年の7月から翌年の3月までの1か月平均を比較しますと、13年度は10トン程度落ちている状況があります。横ばいよりも、少し減少しているという状況にあります。

高橋委員

コンポスト容器購入の助成について

次に、コンポスト容器購入の助成について確認をします。

コンポスト容器購入の助成の目的と、平成13年度はないということで、平成12年度までの総数、それから、助成金の合計金額等をお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

コンポストの助成についてであります。平成4年度当初、モニターを導入いたしまして、300個導入いたしました。その調査結果を踏まえて、ごみ減量の効果があったという報告を受けまして、小樽市では平成5年度より助成を開始いたしまして、平成12年度で終了いたしました。個数といたしましては3,471個の助成をいたしました。金額については830万4,000円となっております。

高橋委員

これは所期の目的はある程度達成できたということで、12年度で打ち切ったということですか。

(環境) 廃棄物対策課長

所期の目的が達成されたかということのご質問です。

平成12年度に終了いたしました。その理由といたしましては、コンポストは金額が低額で、金額で言いますと3,000円から1万円程度で購入できるということで、年々、助成の申請件数が少なくなってきました。それから、例えば壊れたりしますと、再び申請するという方もいらっしゃいまして、その中で所期の目的はある程度達せられたというふうに判断しまして、12年で終了いたしました。

高橋委員

最近話題になっております電気式の生ごみ処理機と申しますか、その点の検討についてはどのように考えられていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

生ごみ処理機の導入の関係についてであります。最近、全道について調査いたしましたら、全道で実施している市町村が13市という結果でありました。

そのような中、生ごみの減量ということで、小樽市としてこの導入について今後検討していくという形では考えておりますけれども、生ごみ処理の関係は、家庭の中で処理しますと、においの問題、水の問題、管理の問題がありますが、できたたい肥の状態等をじゅうぶんに検討しながら、生ごみの電動処理機の導入について検討していきたいと思っております。

高橋委員

だんだんいいものが出てきておりますので、ぜひ早目の検討をお願いしたいと思います。

ごみの減量化について

一般廃棄物のごみの減量化という観点で、資源回収にしてもコンポストにしても、環境部としてさまざまな施策をやってこられたというふうに思います。その減量化の基本的な考え方について説明をお願いします。

(環境) 管理課長

減量化の観点でございますけれども、私どもといたしましては、生活環境、自然環境を含めまして、一人一人の意識を高めていただきたいという立場にあるかと思っております。

さらには、市民や事業者、行政がそれぞれ立場や役割を認識した中で、ごみの減量、ごみの排出抑制ということで、今言われています循環型社会形成の促進ということについて、リユース、リサイクル、発生抑制なり排出抑制、

それから再使用、再生利用、それらを基本とした循環型社会の構築を目指していかなければならないと思います。

これを受けまして、施策といたしましては、大きくとらえますと、ごみの適正処理に対する啓発、意識の高揚を図っていくこと、また、再利用・資源化の推進ということで、自主的なリサイクル活動の支援なり、分別品目や収集回数拡充のほか、事業系のごみも含めて減量化を図っていかなければならない、そのようにとらえているところでございます。

高橋委員

減量化の観点から見て、平成13年度は減量化がある程度できたのかなというふうに思っているのか、それとも、まだまだこれからなのかなというふうに考えているのか、その辺の判断をお伺いします。

環境部長

さきほど、課長の方から、12年度、13年度の減量等の説明をさせていただきました。

それで、13年度は更に進んでいるのかというお話ですけれども、さきほど課長の方からも説明したとおり、12年度から13年度にかけてはちょっと横ばい状況かなというふうにはとらえています。

これは、何か施策をやったときにどんと非常に落ちるのです。ですから、落ちて、低い段階でまた少し移動したといいますが、推移をするという形になっています。

それで、このままでというわけにはいきませんので、減量するためには、収集回数などを増やすということが一番効果があるのでしょうかけれども、委員もご承知のとおり、天神のリサイクルセンターが現在で満杯状態ということの中で、これ以上上げると処理できないという経過が残念ながらありますので、現在、市では、そういうリサイクルセンターに負荷をかけないような工夫をしながらやっていきたいと思っています。そのために、蛍光管とか電球とか、そういうリサイクルに努めているところです。

いずれにしても、今、広域連合の方で資源リサイクルセンターをつくらうとしていますが、そのときになると大幅に資源化、減量化が進むのだらうと思っていますので、それまで、さっき言ったいろいろな工夫をしながら減量に努めていきたい、こういうふう考えております。

高橋委員

私は終わります。

秋山委員

駐車場について

駐車場に関して1点だけ質問いたします。

土木部が管理しております駐車場の収入状況を見させていただきましたが、その中で、若竹とか住ノ江とか、4か所に関しては、年間を通して収入とか手数料が変わっても数倍の差ということで、これは順調に利用をされているのだなというのがわかります。それで、残りの特別会計事業として行われております稲穂、駅前、それから駅横の駐車場に関してお伺いしたいと思います。

各会計歳入歳出決算書の104ページ、105ページにわたって出ております。これを見まして、まず出る方から言います、管理費で約4,940万、そして公債費が3,520万、あわせて8,470万何がしかの歳出が出ております。そして、歳入に関して、使用料及び手数料というので5,100万弱と。見てみましたら、当初予算を減額しまして、その分を一般会計から3,460万繰り入れて、歳入の合計8,470万という形にしております。

これを見て、まずお伺いしたいのは、歳出の方の公債費というのはどこの駐車場の公債費なのか、まずお伺いいたします。

(土木)管理課長

市営の駐車場につきましては、現在7か所ございますが、駅横、稲穂、駅前広場駐車場、この三つにつきまして

は、会計上、特別会計という位置づけでやっております。

公債費につきましては、駅横駐車場の借入に伴う元金と利子でございます。

秋山委員

それで、不用額が220万と、この不用額はどのような形にされるのですか。

そうしたら、済みません、いいです。

この収入の部分で、稲穂駐車が年間で2,200万入っております。月に計算、これは年間で余り金額が多くてびんときませんので、月にすると平均して183万くらいなのかなと思って見ております。いずれにしても、一般会計から繰り入れて運営しているという状況なのかなというふうに思います。

もう一つ、小樽市各会計決算等審査意見書の86ページを見てみますと、平成9年度から13年度までの推移、手数料の内訳が載っております。確実に落ちている状況があります。

ちなみに、平成9年から13年度までの単純な比較ということで引いてみましたら、稲穂駐車の場合は約1,400万落ちています。駅前であれば561万、駅横であれば535万という形で落ちてきておりますが、この減ってきている状況をまずどのように見ておられますか。

(土木)管理課長

稲穂、駅前、駅横駐車場につきましては、各年度対比でここ5年ぐらいの決算対比を見ても、利用につきましては落ちている現状です。その原因といたしましては、駅前周辺に新しい駐車場がたくさんできているということがまず大きな原因だと思うし、駅前を中心とする車の利用者の数も減っているということも原因として考えられます。

秋山委員

こうした状況を見たときに、確かに民間の駐車場はたくさん出てきております。正直に言いまして、小樽に観光に見える方というのは、運河沿いにも15分刻みの駐車場もたくさん出てきております。駅横、稲穂の駐車場は、どういう形で、駅横はたくさんの皆さんの要望もあってつくられたというのはわかりますが、稲穂町の場合、正直に言いまして遠いなというのが実感です。ここの稼働率というのは、どのくらいなのかなと。通常どのくらいの割合で使われているのかなと思いますが、現状はどうなのでしょう。

(土木)管理課長

駅横、稲穂は特に利用率が低いということですが、稲穂駐車場につきましては、建設されたのは昭和51年の10月で、昭和51年の11月から供用開始されているということで、もう既に20年以上は経過しています。その当時の必要性は当然あったということで建設されたものと理解しております。

現在、利用率が低いということ、あの辺というのは、稲穂駐車場は、いわゆる月極めと一般来客用といろいろありますけれども、月極めの方も落ちている現状ですから、当然あそこら辺の商店とか、それぞれ利用の形態も変わってきているのだらうと。さきほど言いましたように、昭和51年当時の状況とは違って、駐車場の数が増えているとか、あるいは人の流れ、車の流れが変わっている、そういう状況なのかと考えております。

秋山委員

この書類を見ますと、月極めというのは定期駐車ということかと思いますが、911台と。これも月に直すと75台から76台くらいなのかなという感じで見ております。この駐車料金というのはどのくらいなのでしょう。

(土木)管理課長

稲穂駐車場の全日の分につきましては1万5,750円、夜間だけということでありますと7,870円ということになります。

秋山委員

自分も車を持っているもので、思わず安いと思って聞いておりました。でも、遠すぎて入れるわけにいきません。それでも年間に2,200万の収入があるという部分では、かなりの営業はしているのかなと思いますが、経費のかか

る分を考えればどうかという思いであります。

昭和51年10月に建てられてもう20年経過しているというお話しでしたが、正直に言いまして、このまま経費をかけて、あのままにしておいていいのだろうかという思いがあります。そういう部分で考えたことなどはございますか。小樽駅前の状況から見たときに、場所的には一等地だと思います。ただ、使用しづらい駐車場をあのままにしておいていいのかなという感じがあるのですが、この件はいかがでしょうか。

土木部次長

駅前の駐車場につきましても、駅横、稲穂駐車場がございますけれども、その利用につきましても、さきほど管理課長から申しましたように、駅前を取り巻く環境が随分変化をしております。民間であるとか、あるいはまた稲北に駐車場ができて、そういったことから、数字だけを申しますと、やはり稲穂駐車場の経費、要するに定期駐車が非常に大幅に減ってきているというような状況になってございます。

ただ、この駐車場だけで申しますと、さきほど申しましたとおり、駅横の償還部分でおよそ3,500万くらいございますので、駐車場の中だけで見ますと、収入から必要な経費を差し引きますと、単年度で400万くらいの利益が出ている現状でございます。けれども、今言いました駅横の償還部分がございまして、結果的に、一般会計から3,000万ちょっとくらいの繰出しをしていただいているという状況でございます。

ただ、駅前の駐車場も、実は、今年度、白線を引き直しまして、要するに間隔をもう少し広げて、入る方が利用しやすいようにということも考えてございます。あるいはまた、さきほど申しました、周りにいろいろとたくさんの駐車場も出てきておりますし、そういった利用の中で、やはり使用料金、これは、実は三つの駐車場それぞれ利用料金が違うということもございまして、周りにある民間の駐車料金も含めまして、料金も視野に入れながら、この三つの駐車場をいかに利用増に結びつけていくか、そんなようなことは考えてみたい、そんなふうには思っております。

秋山委員

駅前広場の場合は、30分間無料ということで、これは活用しやすい、どちらかといえば並んでもとめたい、利用しやすい駐車場の一つかなと思っております。駅横の場合は、三角市場の横を上がっていくという地理的な面もあって、なかなかPR不足かなという面も感じます。

さきほどから言っています稲穂の駐車場を見たときに、今後、長い目を見たときに、ああいう形で置いておいていいのかと、もったいないなという面を感じたものですから、今後の小樽市として、すぐすぐつくり直すとか、そういうような感じではなくて、今後の活用を考えてもいい時期に来ているのかなと感じたものですから、今、質問をいたしました。そういう部分で、有効的に3か所の駐車場を運営していきたいというお話を今いただきましたが、今後、長い目を見た視点からどのように感じられるのか、再度、お伺いいたします。

土木部次長

確かに、おっしゃられるように、稲穂駐車場をつくってから日にちがたっております。そういった意味では、維持管理費のお金などもかかってくる状況にはなっております。その辺につきましても、私どもも、稲穂駐車場、駅横駐車場も含めまして利用していただくような形で、実は駅横でございますけれども、駅横に、今言う駐車場もありますよと、あるいはまた、時間が長ければ稲穂駐車場の方が若干得だということもございまして、そういったことも含めてPRはしております。けれども、今言われるような点もございまして、そういった維持補修費、更にまた、さきほど申しましたけれども、利用料金といったものも含めて、今後どのようにしていくのかは私どもも課題だというふうには思っておりますので、どのような方法でしていくのかという検討はしてまいりたいというふうには思っております。

秋山委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

保育所問題について

まず、福祉部にお伺いいたします。

児童家庭課ですが、保育所関係について、決算書などを見まして、よく中身を吟味してみますと、13年12月1日現在でございますけれども、市立保育所8か所、私立の方は13か所、この中で市立の方は定員が550名、私立は900名、こうなっています。そして、3歳児未満なのですが、現在、市立の方は165名入っているようですが、この3歳児未満の定員は何名のところ、今165名入っているのか、お聞かせください。

また、私立の方もわかったら、414名入っているのですが、その定員は何名なのか、教えてください。

(福祉)児童家庭課長

昨年12月1日ということで、公立は550名の定員に対して、3歳未満児ですと、0歳が19、1歳が130、2歳が14、3歳が125の定員です。それに対して、0歳が27人入ってしまっていて、1歳が61人、2歳が77人、3歳が116人入っている状況でございます。

あと、民間の私立の方ですけども、私立については、定員が全部で900ですが、0歳児が68人、これに対して入所は97人います。1歳児が160人に対して165人、2歳児が62人に対して52人、3歳児が212人に対して220人入っている状況になってございます。

武井委員

今、数字を教えてくださいましたが、0歳児は19名のところ市立の場合27名と。随分少ないところ、例えば2歳児ですか、14名のところ77名入っているようですから、そういうやりくりをしているのだろうと僕は思うのです。

市長は、少子化対策で、育てやすいとかあるいは産みやすい環境づくりをするのだと、こういうことで、予算などの問題も含めて、あるいは議会での答弁でも言っております。しかし、今のようにこういうものを見ますと、特に0歳児から1歳までの人、要するに、親が一番手がかかりそうなところが満足に入れられない。こういう状況なのですね。

だから、みんな、恐らく無理やり19名のところ27名も入れるのですから、相当に無理をして入れているのだろうと思います。ですから、そうなのですけれども、どうも市長が言っている言葉とちょっと反するというように私は思うのです、今の数字を聞いたところでは。

したがって、3歳児未満、特に私は0歳から1歳の子どもさんのことを聞きたいのですけれども、この人たちの待機者はいったいどうなっているのか。これでいったい、全部で27名、68名の定員のところに、97名ですか、それを入れたら待機者がいないのかどうかと思うのですけれども、いかがですか。

(福祉)児童家庭課長

さきほど、昨年の12月の数字でお話ししたのですが、今年9月現在の一番新しい数字で申し上げてよろしいでしょうか。

今一番新しい数字で言いますと、数字では、待機という考えが変わって、例えばどこかに入れる場があるのに、1か所しか申込みをしていない場合は待機児童にならないとかというのはあったのです。しかし、そうではなくて、従来と同じような待機だというふうに考えて私どももとらえている部分もあるものですから、それでお話ししますと、9月1日現在でトータルで41人の待機が出ています。そのうち0歳児が7人、1歳児が12人、2歳児が8人、3歳児が8人、そういう状況で待機が出ています。それで、今年の4月の状況と比べますと、今年の4月の状況では、例えば0歳児ですと定員がトータルで93人で75人しか入っていなかったのですが、9月1日現在では122人と

ということで47人を増加して入れている、そういうことで、そういう努力はしているつもりでございます。

武井委員

今教えていただいたのは、これは小樽市立の方の数字ですか。全部合わせてと。そうですか。

そうしますと、私は、特に0歳から1歳児なのですけれども、12名という1歳児は、一番数が多い待機者と言っていたのですが、これらの人たちの入れる見通しというのはあるのですか。

(福祉) 児童家庭課長

ちょっとした比較になるのですが、今年の4月1日が入っていたのがトータルで1,470人入っておりまして、9月1日で1,580人ということで4月よりも110人多く入っております。毎月、何人かずつ入っておりまして、これまで国の方の法律では、9月いっぱいまでは定員の25%まで枠外入所でよかったのですが、12月1日からは25%の枠が外れて入所が可能になっています。

ただ、1人当たりの面積とか、例えば保育所の数とか、いろいろ最低基準がありますので、それを守った上でこの対応ということですので、こっちにこれくらいの余裕があるからという調整をして、できれば一人でも多く入所に努めていきたいというふうには思っております。

武井委員

今、非常に不況というのもありますし、特に、小樽市あたりでも若者のために住宅対策だとかいろいろな施策をやっています。今、私たちに来ているのも、わざわざ家を建てて、そして努力しているのですが、そうすると、当然、共働きしなければ解決はできない。しかし、子どもさんは、今1歳児になったのですけれども、どうしても第1希望、第2希望、第3希望と三つ出したのだけれども、いずれも返事がない、こういう状況になっているわけです。

したがって、何とかこれらの人たちが働きたいと、生活保護をもらおうと思えばもらえるのですけれども、何とか自分で働きたいという熱意を持っているわけなので、何とかこういう人たちに対する道を開いてやってほしいなと、こう願うわけです。

このあたりは、部長、いかがですか。

福祉部長

ただいま課長からお話し申し上げましたけれども、従来から、例えば赤岩保育所の定数の決定に当たっても、また、課長から今お話しがありました25%枠が撤廃されたというようなこともありますけれども、私立について、市の方も枠の拡大に努めてきたところでございます。

今申し上げましたように、物理的に、例えば建物の構造上だとか敷地の面積上だとか、あるいは保育士の数の課題だとか、そういう課題もございますけれども、ただいま申し上げましたように、保育所の方とも協議してどのくらい可能なのか、いろいろ協議してみたいというふうには思っております。

武井委員

エキノコックス症対策に伴う地下水の飲用水利用について

次に、保健所にお伺いいたします。

この事務執行状況によりますと、76ページにあったと思うのですが、飲用井戸、飲み水ですね、井戸等の飲料水指導ということになっておりまして、特にエキノコックスの対策指導施設84件というふうになっていますが、この内容はどういう状況の施設を言うのでしょうか。ご説明ください。

(保健所) 生活衛生課長

エキノコックス症対策の指導施設ということで84件の内訳でございますが、こちらは、毎年、小樽市内の井戸水を使っている施設に対して、定期的に利用状況の調査と、また水質検査を実施しているような状況でございます。それで、基準に合わない施設につきましては、水道に切り替えるとか、煮沸して飲用をしてくださいというような

ことで指導をしている状況です。

武井委員

私は、それを聞いているのではないのです、今のは。この84施設の内訳を教えてください、こう言っているのです。

(保健所)生活衛生課長

84件が一般家庭ということで、赤岩、長橋方面を含めた形でピックアップしてやっている状況です。

武井委員

今、この中に長橋という声も出ましたが、エキノコックスの汚染地区、これも数年前から指定を受けております、長橋5丁目は。塩谷も含まれています。したがって、ここのところ、保健所が過去にいろいろと検査をしていただいて、道が指定をする、それに伴って、該当地を、それぞれ今おっしゃったように井戸水を飲んでいるとか、そういうような水を飲んでいる家庭の調査をしたのだらうと思います。そして、指導をすると。おまえのところはエキノコックスが危ないから水道に切り替えれ、こういうふうに水道に切り替えられた。引かれないところはしょうがないですけれども、引かれるところは全員切り替えると。

ところが、これは、切り替えるところまではよかったのですね。よかったのですが、その後の検査はどうなっているのか。いつまでたっても、その水は飲めないのか。今まで飲んでいたのですが、水道に切り替えたからあとはもういいのだ、おまえのところの勝手だというふうにするのか。そのあたりのこれまでの経緯なども含めてご答弁ください。

(保健所)生活衛生課長

エキノコックスの汚染地域ということでは、道内全部が指定ということになっておりまして、まだ解除はされておられません。また、水道に切り替えるということなのですが、水質の検査の結果、エキノコックスというよりも、大腸菌がプラスだとか細菌が高いだとか、基準に合わないとか、そういったことの施設もございますので、エキノコックスというよりもそういった基準に合わない施設だということで、水道に切り替えるという形の家庭もございます。

武井委員

ちょっと、よく私の質問を聞いてくださいよ。わからないことは、もう一度そちらの方から聞いてください。

私の言っているのは、水質検査をしてくれた、そして、おまえのところは危ない、だから、ここは水道に切り替えるということで、張碓にたしか1軒あったのですが、そういうふうに水道が引けないところは、これはしょうがないわけですから煮沸して飲めとか、いろいろ指導するわけでしょ。ところが、さきほどいみじくも長橋は検査をやりましたという答弁がありましたけれども、長橋の人たちは非常にあそこがいい水が出ているのですよ。ものすごい、今セコなどに行ったら行列を組んで水をくんでいますけれども、あそこのところは、そんなことを指定されるまでは、本当に私もあの水をもらいに行った経緯があるくらいなのです。

ところが、それがエキノコックスの汚染だからだめだ、飲むなと、こう言われて、今は出しっ放しになっていますね。それでも、地域の人は、洗濯物だとか、あるいはお風呂だとか、そういうもので使っているのです。水道を引いていたのですから、その水を。だから、蛇口をひねればその水は出るので。けれども、飲料水については、保健所の指導に基づいて水道水に切り替えたのです。いつまでたってもそれがそのまま来ないから、指定をするときは、おまえのところはだめだというときは来たけれども、もういいよということがいつになったら来るのか。水を切り替えたからあとはもういいのだ、おまえら好きなようにすれと、こういう意味なのか。そのところは、指定するところまでは親切だったのだけれども、その後がどうなったのかわからない。

こういうことなので、今も継続して検査しているのかどうなのか。いつになったら、いったいこれが解除されるのか、そういうことも含めて、それと、今まで検査したときから現在までどういう経過になっているのか、こうい

うことをお答えください、こういうことです。

(保健所)生活衛生課長

地下水を使っていた方が上水道に切り替えた時点で、こちらの方のリストからは外れるような状況ですので、その後の指導とか何かについては、地下水を使っておりませんので、リストから外れますので、指導はしていないというような状況でございます。

保健所次長

今、地下水飲み水の利用とエキノコックスの関係についてお尋ねがあるのですが、従来、保健所の方で、こういった地下水、井戸水の使用に当たってはいろいろ調査しております。エキノコックスという観点でお話がありますけれども、一般的には、これが飲用に適するかどうかということで非該当になるのは、大腸菌、飲用に適さない利用というのは大きくこういった理由から飲用に適さないので、上水に切り替えるなり、あるいは、どうしてもその水を利用しなくてはならないというときには煮沸だとか、そういったことから保健所も指導しているわけです。

エキノコックスの関係と申しますのは、一般的には、川の流れ、伏流水だとか、それも大変エキノコックスの危険が心配されているわけです。ですから、地中深く掘った地下水、そういったものからは、伏流水に比べるとそういうような大きな心配は一般的にはないと言われているのです。ですから、今お話しになりました上水に切り替えたわけですから、それは飲用に利用していただくと。ですから、今までの井戸水、地下水は飲用以外のそういった利用ではもちろん可能なわけです。ですから、それをまた飲用に使いたいという場合には、大腸菌ですね、上水に切り替えてくださいというのは、恐らく大腸菌等に汚染されているために不適ということで上水に切り替えてくださいというお話だったと思います。

ですから、今後、飲用に利用するということであれば、そういった大腸菌が入っているかどうか、基準を上回っているかどうか、その辺をきちんと確認してから利用していただきたい。ですから、そういう部分は、エキノコックスが入っているから上水と、そういうこととはまた違う問題だというふうに思います。

武井委員

そうすると、私の方から答えを出しますが、水道に切り替えた人がどうしても井戸水を飲みたいと、こういう場合は、自発的に自分で水をくんでいって、これはいいですかどうですかとって保健所に持っていったら、保健所はいいとか悪いとか返事をくれるのですか。

(保健所)生活衛生課長

そういうようなご希望があれば、自主検査ということで保健所の方では受け付けることができますので、検査依頼ということでいただきまして、こちらの方でその結果について指導するという形ができると思います。

武井委員

あくまでも、これは、市民の方から保健所に持っていかなければだめですか。市民の方に来て検査してくれと言ったらだめなのですか。この点はどうなのですか。

(保健所)生活衛生課長

サンプルの持込みというのは、採水はご自分で持ってきていただくという形をとっています。

武井委員

そうすると、私は、今、長橋だけを言っていますが、塩谷だとか、こういうところの指定になっているところは、あなたの方の方は、今後はいっさい切り替えたからもう検査はしない、こういうふうに理解していいのですか。

(保健所)生活衛生課長

上水道を使っている施設、家庭においては、まだ家庭用井戸を併用して使っている場合もあると思うのですが、そういった施設が、もし希望で検査をされるということであれば、保健所の方で現地には行きませんが、持

ってきていただいて、持込みをしていただくという形になります。

武井委員

私が言っているのがわからないのかな。

要するに、保健所は、前に汚染されたときは検査をして、おまへのところはだめだよ、水を切り替えるよと、こう言ったけれども、今後は、切り替えたからそのところはもう検査しない、検査してもらいたかったら、自分で水を持ってこいと、こういうことでいいのですね。こういうふうになったということでもいいですね。

(保健所)生活衛生課長

そういうことでございます。

武井委員

あなた方も忙しいでしょう。本当は、水を切り替え、この水を飲むなと言ったのだから、また1年に1回なり、2年に1回なり、行って検査をして、やっぱり冷たい水なら飲みたいのですよ、これは目に見えないですからね。もし、本当に予防だとか何とか、相当熱心なようですから、こういう面もできるだけ気を配ってやってほしいと、持って来いということではなくて、本当なら出て行って、サンプルを持ってきて検査をして、いいよとか、こういうふうにしてほしかったのですが、今の答弁でございますので、その旨、市民にお話しいたします。

梅ヶ枝山手線の問題について

次の問題は、時間の問題もございますから最後の問題にしますが、これは土木部と環境部に聞く問題です。

まず、土木部に聞きますが、例の梅ヶ枝山手線の問題でございます。宅地造成に関連して、今まで土木部だけで、今日は、環境部もいますし、いろいろ皆さんのご意見を聞けるので質問することにしました。

まず、この土地の工事完了を見届けたのかどうか、その答えからお願いします。

(建都)都市環境デザイン課長

工事完了の関係でございますが、台帳で確認してございます。昭和41年12月19日に、知事の方に完了届を提出したこととなっております。

武井委員

そうしますと、工事は完了したと理解していいのですか。

(建都)都市環境デザイン課長

工事の完了検査の抜粋でございますが、これにつきましては、昭和42年5月17日に検査を行ったというふうに聞いてございます。

武井委員

そうすると、昭和42年5月17日に工事が完了した、こういうふうに理解したというふうに受け取っていいのですね。

(建都)都市環境デザイン課長

はい、そのとおりでございます。

武井委員

都市計画法の施行はいつですか。

(建都)副参事

都市計画法の施行ですけれども、これは旧法もあるのですが、今の法律は昭和43年に公布されて、そして44年に施行されております。これ以前の法律については、恐らく昭和26年ごろだと思います。

武井委員

これは29年にもありますし、昭和39年、住宅規制法もあります。そこで、この工事の中で、工事の図面を修正していたはずですが、私の方にはまだ来ていないのですけれども、工事の図面を修正したのではないかと思う節がある

のですが、修正しましたか。

(建都)副参事

ここの団地の計画図の関係なのですが、今段階では当時の図面がないものですからはっきりわからないのですが、今までの関係で、都市計画法の関係も出ましたので、それと宅地造成規制法の関係も出ましたので、この辺については今の法律と当時の法律の部分で若干説明をさせていただきます。

宅地造成については、今現在は、都市計画法で言う開発行為と、1,000平米以上のものについては開発行為という許可があるのですが、もう一つには宅地造成土地整備、この法律があって、これは切り土、盛り土をする場合に許可が必要になるという形になっています。ただ、法律上はそうなっているのですが、あくまでも区域設定がされるので、こういった区域の中でそういったことを行うときに許可が必要になる。それで、開発行為については、市街化区域、調整区域の設定がされた後に必要になってくる、これは昭和45年からとなっています。

それから、規制法については、昭和36年に法律があるのですが、この区域指定は昭和41年の3月に区域が指定されています。それで、当時の昭和41年、42年ころの法律はどうかといいますと、あれは開発行為の前身であります住宅地造成事業に関する法律というのがありまして、これは昭和39年に公布、施行されています。

それで、その中で、事業区域の中でそういった宅地造成する場合に、当時のポイントが認可だったのです。知事の認可が必要ですよということで、そのときに、区域指定が、法律は39年なのですが、これも規制法と同じように昭和41年に区域が指定された。それで、梅ヶ枝団地については、今は図面がなく推測で話をしますが、恐らく1期、2期と分かれていて、行きどまりの奥の方が恐らく1期で造成されたのではないかと。

そうすると、当時、昭和40年代に造成工事がされたとなると、宅地事業法には該当しないのですね。だから、昭和40年のときの工事としては、規制法もそうなのですが、該当しないので法的な根拠というのは何もなかった。ただ、2期目をやるときには、昭和41年の工事ですから、そのときには事業法の適用になった。それで、その通達の中で、従前に工事をやった部分を引き続きやる場合には、前の部分も含めて認可を取りなさいということです。

それで、1期、2期含めて認可を取った。それは41年に取っているのですが、当時、41年の造成工事に根拠はないのですが、市の方で計画したときには、当時の分譲住宅のパンフレットを見ますと、梅ヶ枝線に接続部分というのは計画はされていました。そして、当時の方々に聞いたときにも、これは計画があったのだということになっています。

ただ、2期目を行うときに、1期造成をやりながら、恐らく、接続部分の土地所有者に用地交渉を行ったと思うのですが、それが不調に終わったのではないかと。その結果、2期目の間に1期目も含めた認可を取ろうとするときには、その計画はできないということで、その接続部分の図面は恐らく計画変更をして、2期でもって認可を取って、最終的に検査が下りてくるという形になっています。

というのは、当初は、はっきり言うと、パンフレットなどにも載っていますので、計画はされていた。ただ、2期目ではそれができなかったといったことで、これは、当時の担当者らの聞き取りによりますと、地元の方にも説明はさせていただいたといった形なのですが、そこら辺のところはどういった形で説明したかというのははっきりと伝わってこないところはあります。

以上です。

武井委員

説明した、しないの問題で、地元はしていない、あなた方はしたと。それでは、いつ、それをしたかということ、それはわからないのでしょうか。そして、図面もいつの間にやら変わっている。これもわからないのですね。こういう状況のところの工事なのです。その結果、市民の方々にそれを信頼して買った人たちが、今、1軒、2軒と出て、もう6軒も出ていなくなっている、こういう状況が続いているわけです。

それで、私は、図面の修正をしたかと今聞いたのですけれども、これがわからないというのだから、これ以上聞いてもしょうがないのですが、法律の今の適応関係については聞きました。

私は、本当は、どんな工事であっても、工事をする以上は、住民には説明をして、そして買ってもらうのですから、言ったとか言わないとかではなくて、買ってもらう、そういう意味ではみんな説明すると。しかし、それが、図面が変更になったら、これはやっぱり、法律がどうであろうとこうであろうと、当然、変更した旨を説明すべきだと。あたりまえのことだと思うのですよ、売るので。そうでないと、詐欺行為みたいでしょう。こちらの方はこうしますよと言って、買った後には知らぬ間に図面を改正されて、そして、そんなものは言ったとか言わないとかと。これでは、もう踏んだりけったりです。

ですから、私は、そういうのは、言ったとか言わないとか言ってもしょうがないですからこちらに置きますが、検査済証というのは出ているのだと思いますが、出ていますか。

(建都)都市環境デザイン課長

検査済証の交付でございますが、昭和42年5月30日に交付された内容になってございます。

武井委員

私は、昭和42年ですから、5月30日ですから、これはもう既に42年の法律も51年の法律も施行されている時期でございますから、それはいいのですが、この検査済証の中では道路はどうなっているのですか。1期目の修正された文書になって検査済みとなっているのですか、それとも、1期、2期と分かれているのですけれども、どういう検査済証になっているのですか。手元にあるのですか。もしあったら、資料として出してくださいと言ったら、出せますか。答弁してください。

(建都)副参事

今、デザイン課長から答弁させていただきましたけれども、検査済証は交付されているということになってございます。当然、そういうことになれば、図面、図書はそこにあるものと思っておりますが、我々が調査した中では、これらの実施の図面というのは検査はしていないということで、さきほどもお話したのですけれども、接続の部分については法律に基づく申請の部分は当初から変更されて、道路部分については計画は断念した形で申請して、そして、その工事が終わったので検査済証が交付されたというふうに、図面がないので断定はできないのですが、我々はそういう形で推定しております。

武井委員

みんな自分の都合のいいように、都合のいいように答弁している。証拠はないのですからね。証拠があるとすれば、今度、私がこういう証拠が一つありますけれども、こういうものしかないわけでしょう。だから、非常にこの工事は、市民は裏切られたと思っているのは当然なのです。この間も集会を開いていただきましたけれども、みんな口々にはそう言っているわけです。

あなた方も、今度は、あなた方で当時出席した人の名前も全部挙げてあるのだよ。その人たちはこう言った、ああ言ったと。そこまで覚えているのが、今そういう説明をしたとか、修正したのを説明したとか言っているけれども、向こうは何もそんなことはされていません、こう言っている。すったもんだなのですよ、これは。

でも、今そこを言ってもしょうがありませんから、今後の問題として、いずれにしても、この間、私が本会議の討論の中でも言いましたように、願意は二つあるのですよ。この道路をどうしてもこうしてもつなげということではないのです。要は、日常生活ができるような道路整備をしてほしいというのが大前提なのです。消防車やごみ車やあるいは救急車が、今までいずれも上がれない、これを上げてほしい。これは、最低限度の生活の、憲法25条の最たるものでしょう。ですから、そういうことをやってほしいというのが大事なので、これらについて、土木部長の方でも、非常に前回まあまあ答弁をしておるわけですが、いずれにしても、そういう最低限度の生活を保障できるようにしてほしい。

そこで、環境部に、土木部長からは聞いていますから質問いたしません、環境部です。この開発の間、冬期間、今申し上げましたようにごみ車も上がれないような問題と。これは、あなたの方では、分別収集するとか、燃えるごみ、燃えないごみとみんなきちんとやりなさい、この地域の人もやりたい、こういうことで強力に燃えているのです。そのあまり、下の赤岩山手線までみんな持って下りる。そして、この間、視察に行ったときに来ていた人たちもその中におりましたが、そのために足を折ってしまったと、こういう人もいます。

ですから、こういう坂道対策、特に私はこの場所の問題は、坂道といったら小樽市はいっぱいありますから、この団地に関して、今やりとりをしましてどういう団地だかわかったと思いますが、こういう団地に対してごみ車の登れるような対策をどう考えていますか。

(環境) 廃棄物事業所長

今の梅ヶ枝団地なのですけれども、いかんせん、委員もご存じのとおり、入ってすぐ左に曲がり右に曲がり非常に直角に曲がる、しかも、そこがその道では最大の斜度があるということで、現状では、通常の収集車は当然ですけれども、ごみを有効的に積み込むようなトラックでも上がっていくのが大変だということでもあります。したがって、今現在では、ここのごみについては、それをどうするこうするという手だてはまだ講じてはおりません。

なお、この道路事情、また収集車等の性能状況を考えながら、土木部等と協議し、またお知恵を借りながら今後どうしようかというふうに考えていきたいと思えます。

武井委員

この地区の冬期間のごみの収集量はどのくらいだと押さえていますか。

(環境) 廃棄物事業所長

ここの大通りは、祝津山手線といいますか、その辺は一連に集めますので個別に調査したことはございませんので、ちょっと量的にどの程度かは把握しておりません。

武井委員

これは、総括までに調べておいてください。推定量でけっこうです。

それで、住民はいくらこういうふうに協力したいと言っても、こういうような状況なのです。今、土木部とも協議してやりたいと、こういうご答弁でございましたが、早急に土木部と協議を重ねて、不安のない日常生活が営めるような体制ができるように努力をしてほしいと思えますが、環境部長。

環境部長

今は梅ヶ枝団地の関係で出ているのですけれども、小樽市内には冬期間の収集困難地区というのはたくさんあるのです。それで、環境部としては、その対応には大変苦慮しております。どういうふうにしたらいいのかと。

ただ、さきほども説明していましたが、小樽市内の道路というのは、いろいろと、車といいますか、パッカー等々が登り切らないというところがたくさんありまして、それを今すべて解消するというのも実際には難儀なことでございます。

ただ、冬期間の収集困難地域に車が上がるといった部分、何とか通常のごみのステーションにごみを置いてもらって、それを回収するという方法も場所によっては検討しますので、道路の改良ももちろんのことながら、そういう方法を何か探っていくというか、そういうことができるかどうか、これはちょっと検討させていただきたいと思えます。

武井委員

土木部と協議を重ねてくれることを含めてのお言葉と受け止めていいですか。

環境部長

道路の方は土木部の方ですから、改良できるのかどうするのかということはお話ししてみたいと思えますけれども、環境部が相談したからといって、すぐなるかどうかわかりませんので、その点はひとつご理解していただき

い思います。

武井委員

土木部長、今の環境部長の答弁ですが、いかがですか。

土木部長

この件につきましては、いろいろと議論してきましたけれども、一つはなかなか難しい道路形態になってございまして、私どもは、最終的にやはり構造的に改修するというのは難しいかなと。一つは、やはり冬期間のことが大きなウエートを占めているものですから、その部分では除雪体制はどういう形がいいのかということ、その辺を含めて、今シーズンの雪の状況も昨年、一昨年とは違いますので、そういうものを見ながら、できるだけ地域の方々の意向をくみながら対応していきたいなど、そのようには考えております。

武井委員

環境部長の方は協議すると言ったよ。

土木部長

協議はもちろん、話は聞きますけれども、私どもは道路が改修できることにすぐなるかどうかというのはなかなか難しい、このように思っております。

武井委員

終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再会 午後3時30分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

中島委員

バリアフリー等住宅改造資金貸付制度について

それでは、決算議会ということで、13年度の主な事業として、バリアフリー等住宅改造資金貸付制度が創設されて最初の年であります。この中身は、貸付制度として貸付金が6万2,000円、負担金が23万2,100円程度で決算に出ております。

利用件数とこの制度初年度としての評価についてお聞かせください。

(建都) 建築指導課長

バリアフリー等対策資金の13年度の実績でございますけれども、これにつきましては、合計で19件、金額にいたしまして融資額が2,454万円となっております。

内訳につきましては、バリアフリー改造等工事が4件で965万円、それから、屋根の改修、いわゆる無落雪屋根改造等工事というのが14件で1,239万円ということでございます。また、両工事同時施工が1件ございまして250万円ほどかかってございます。

評価についてでございますけれども、当市におきましては、ご承知のとおり、高齢者などの住む住宅が多い傾向

ございまして、高齢者などに配慮した住宅タイプに対するニーズが高まってきております。そのような状況から、高齢者などが住み慣れた住宅で、安全かつ快適に暮らすことができるように、この制度を利用して居住環境の整備が図られているということにつきましては、私どもも非常に効果があったなということで、効果的な制度となっているというふうに考えております。

中島委員

19件ということですが、申込みに来て適用にならなかったそういう件数、またその理由については把握していますか。

(建都)建築指導課長

実際に、申込件数は、実績が19件ございましたけれども、10件多い29件という形になってございまして、委員が今おっしゃった実際の10件、これについての取下げの主な理由でございまして、一つには、行政間と折衝していた中でどうしても予算的に折合いがつかないとか、もう一つには、いろいろな家庭の事情によって、進めていたのだけれども、そういった事情でやめたと。それから、中には、実際に金融機関に行った中で、書類審査、返済能力等を審査された中でやむなく取りやめになったといったものが主な理由でございまして。

中島委員

金融機関の窓口で取りやめと、適用にならないと言われた件数はわかりますか。

(建都)建築指導課長

金融関係につきましては4件というふうに承知してございます。

中島委員

バリアフリーの貸付制度は、一歩前進だと思いますし、こういう貸付制度で改善を図られる障害者、高齢者の方々が拡大するということは大変歓迎される中身です。

けれども、今おっしゃったように、29件の申込みのうち3分の1は実際には利用できなかった方です。その中の半分は、金融機関の窓口審査でだめというご報告ですが、これは、やはり障害者や高齢者向けの福祉的な側面の強い制度だと思うんですね。そういう点では、最終判断が銀行任せであり、障害者、高齢者対策としての福祉面から考えるといかがなものか、こういうふうに思いますが、この点ではいかがですか。

(建都)建築指導課長

確かに、委員がおっしゃるように、融資というのはやはり必ず返済がつきものということでございまして、確かに、個人の住宅に助成をすとなれば、いわゆる個人の財産の贈与につながるということで、そういったこともございまして、私どももそういった観点からすれば、やはり、広く市民に対して、この制度を一人でも多く利用していただきたいという考え方もありまして、こういった融資制度を考えてやっているわけでありまして。

それに並行いたしまして、確かに、高齢者、また弱者、そういった住宅改造の要望が高い、そういう中で、私どもに、いろいろな立場に立った方で、例えば建築技術、福祉サイド、いろいろと、チームという推進力を整えた中で、こういったふうに広く対応しているというような実情でございまして、今後ともこういった制度の活用を一般にも周知して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

中島委員

銀行は返済能力を見るわけですから、障害者の方や高齢者の方が今後どうやって返済するかということを吟味されることになれば、これは、一般のサラリーマンや一定の収入を持って働く方とは違う観点になるわけです。そういう点で、同じような貸付制度としてどうなのかという問題はあると思います。そういう点では、大いに検討する余地があるのではないかと私は思います。

また、利用件数を拡大していくためにも、例えば介護保険制度では限度額20万ですが、手すりの設置や段差解消などの自宅改修サービスが利用できる制度もあります。しかし、20万が限度ですから、実際にじゅうぶんな

改修ができないという問題がありまして、都道府県単位や市町村独自で上乘せを実施しているところがあります。おっしゃったように、個人の財産にお金を出すわけにはいかないと、こういうことになれば、このような独自の対策の一つとして、例えば函館や旭川や深川市では50万円の上乗せをしている。道内では55の自治体で同様の制度をつくっています。50万、100万と言わずとも、市独自で10万、20万と上乘せして利用拡大を図るということは、じゅうぶん考えられるわけです。銀行の入口に立って、資産調べ、返済能力の確認を受けた上、借りるというよりは、こういう独自の貸出制度を利用するという方が多くの市民の皆さんにとっては利用しやすい、こう考えるのですが、これは検討できる余地はないかということを考えますが、どなたか、お答えいただけますか。

福祉部長

介護保険の制度ができるときに審議会等でいろいろ議論がございまして、やはり、さきほど建築指導課長からもお話がありましたように、個人の財産に税金を支出するといいますが、そのあたりの議論の背景の下に20万という限られた限度になったものというふうに理解しております。まして、私どもも、同様に、これを介護保険の中でやりますと保険料のアップにもつながりますし、なかなか独自に実施するというのは無理なものと考えております。

中島委員

介護保険料を値上げさせないためには、これは別個の市独自の制度として検討してはどうかという提案にならざるをえないと思いますが、今後の課題としてぜひ検討していただきたいと思います。

老人保健制度の改正について

2番目は、老人保健制度が10月1日から新しく変わって出発しております。最初に、第二病院とそれから小樽病院の初日の外来受付状況、患者さんたちからの質問、苦情を含めてどういう状況だったか、まずお答えください。

(樽病) 医事課長

初日の件数は、申しわけございませんが、押さえてございませんけれども、窓口では保険証などの確認ということで、かなり混雑したことはございますけれども、事前にマスコミ等でも報道されておりましたし、それから張り紙であるとか、院内の放送などでも周知をいたしましたので、特に苦情であるとか混雑であるとか混乱であるとか、そういうことはございませんでした。

(二病) 事務局次長

第二病院におきましても、小樽病院同様、窓口での混雑はございませんでした。件数については、確認しておりません。

中島委員

70歳以上のお年寄りの皆さんが1割から2割負担ということで、既に手元に届いている受給者証に基づいて、受診することになったと思いますが、今度の医療制度の改悪ですけれども、払戻しがあります。1割、2割負担の実費を払った後、それぞれの所得に応じた上限額以上については払戻しをするというのが還付ですね、今回の特徴ですが、この方法について、小樽市はどのように市民の皆さんに連絡をしているのでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

私どもの方では、例えば、老人保健法の医療受給者証、9月中に送付してございますけれども、その中に、受給者証と一緒にお知らせということで、制度の内容の中で限度額を超えた場合には教えていただくと戻りますというようなお知らせを同封しております。そのほかに、事前に、医療機関に制度改正のポスターを張っていただいて、お知らせしていただくということのほかに、町内会への回覧板等で一応周知を図ってきたところでございます。

中島委員

この場に70歳以上の方も何人かはいらっしゃると思いますが、限度額が幾らかご存じか。そして、どういう手続で払い過ぎたお金を戻してもらえるのか、知っているかどうかが問題なのです。

これは、市が今回の1割、2割の受給者証を皆さんにお配りした中身だということで、私は受け取りましたけれ

ども、この中に書いてあることは、1か月の自己負担が高額になった場合は、申請をして認められると限度額を超えた分が後から支給されます。入院のみの場合は、Aの欄の額が自己負担限度額になります。低所得1、2の方は、別途申請が必要となります。この3行であります。これで、新しい制度の還付方式がわかるか。相手は70歳以上の高齢者であります。9月15日のご報告では、100歳以上の方が43人、すべて同じ中身を届けられています。還付方式、それぞれの手続の方法は、やっぱりかなり問題があると思うのですが、これは、今の中身でいけば、実質上、どんな方式でお金を払い戻してもらおうかということが知らされていないのと同じだと私は思いますが、いかがですか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

確かに、委員がおっしゃるように、文章的に割と簡単な表記になってございますので、確におっしゃるように、なかなか詳しく書いていないということは承知しております。それにつきましても、今後、手前ども、広報あるいは町内の回覧板等の機会を通じて、できるだけ市民の方にわかりやすいような制度内容の周知を検討していきたいと思っています。

中島委員

現段階では、どういう形で払戻しをやるということになるのでしょうか。説明してください。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

一応、形としては、今、高額医療のデータといいますか、それを一応、国保連に委託をする予定でございます。そのデータをいただいた中で、うちの方で加工するなり、内容を見まして、その中で該当者の方からご申請をいただいて、例えば口座振替をするというようなことで考えてございます。

中島委員

申請はというふうにするのですか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

手前どもの方で申請書を用意いたしまして、それに基づいて申請していただくということを考えてございます。

中島委員

なかなかわかりにくい説明の段階ですけれども、札幌市の方はこういう話をしています。

診療該当月、だいたいレセプトという形で診療報酬で計算ができて戻ってくるのが3か月ということで、3か月後に、レセプトを基に、これは受けた治療行為すべて書かれているものですが、償還払い分を計算し、低所得者の方は1か月8,000円外来、8,000円以上かかっている医療費があれば、これを計算して本人に通知で知らせる。1回目は、通知に自分の銀行口座等を記入して返送、指定口座に償還分が振り込まれる、2回目以降は、該当したら通知だけして返送なしで口座に振り込む、札幌市はこういうやり方をしますという方法を出しているのです。

この間、新聞の記事などを見ますと、札幌市以外でも愛知県の保険協会が調査したところによりますと、今のよう形で本人に通知をするということを決めているところが既に37市町村と、これは愛知ですが、88市町村中37市町村が通知はする。初回のみ必要で、後の2回目以降は黙っていてもお金を振り込むというのは22、こういう結論を出しているところがたくさん出てきています。

これはなぜかと言えば、厚生労働省が通知をしているのですね。この通知の中身について、まずちょっとお聞かせください。どういうことを通知されていますか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

平成14年9月12日付けで、国の厚生労働省の方から都道府県あてに通知がございまして、道の方から手前どもの方に文書をいただいております。

その中身なのですけれども、簡単に関係部分だけ抜粋してちょっと読ませていただきますが、一応、高額医療費の支給の関係につきましても、原則として償還払いでやるように、それから、老人医療受給対象者から申請に基づ

いて支給するのだというような表記がございます。それから、さきほど委員がおっしゃいましたように、療養を受けた月から実際の支給まで2か月程度必要となるので、申請者にじゅうぶん説明しなさいというような表現になってございます。それから、周知と広報ということでございますけれども、これにつきましても、高齢者がそういう制度を知らないということのないように、あるいは、申請漏れのないようにということから、文書あるいはその他の方法をもって周知に努めなさいと。あるいは、その趣旨、あるいは申請手続については、じゅうぶん加入者に周知を徹底されたい。それから、高額医療費の支給対象者となる者に対して周知を行うことは、一つの有効な方法だということで、その辺の対応も図られたいというような次第でございます。

中島委員

そのほかに、領収書の添付を求めない問題や医療機関などの代理人の申請を認めるなど、高齢者の方々の手続簡素化を図るよという通達が来ております。それに基づいて制度の対応になっているわけですが、小樽市はまだそこら辺の具体化がなっていない。最低でも、これからどういう結論で進めるかわかりませんが、あなたの場合は払い過ぎですという通知だけは、私は最低すべきだと思うのです。返してくれるお金がありますよと。ここのところだけは、はっきりこの場で実施する方向をお答え願えませんか。

(福祉) 高齢社会対策室管理課長

ご趣旨はよく理解しております。ただ、さきほど申し上げましたように、高額医療のデータというのが、一応、国保連から私どもの方に来まして、それを私どもの方で再度加工したり、いろいろ作業が出てきます。そういった部分で、そのデータの変換の問題あるいは経費等の問題、もろもろ課題がございます。その辺を整理いたしまして、市としてどこまでそういった対応ができるのかという部分をじゅうぶん見極めながら、検討してまいりたいと考えておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

中島委員

それは、前向きに通知をするようになるべくこたえる、こういう立場で検討されるというふうに考えていいのでしょうか。

福祉部長

そこまで行くかどうか、件数はどのくらいになるのかとか、それからシステム上どうなるのか、お金の問題だとか、体制の問題だとかいろいろございますので、それらを検討した上で判断させていただきたいと思います。

中島委員

介護保険料は、年金から有無を言わず天引きですよ。払い過ぎたお金に対しては、あなたに返しますという通知はするかしれないかわからない。これでは、踏んだりけったりではないですか。最低限、もらい過ぎたお金は返しますよという連絡は、最低のマナーだと私は思います。厚生労働省自体も、こういうことを考えて勤めているわけですから、ぜひ積極的に高齢者の皆さんに利用しやすい還付方式と。こうなった以上はそこを徹底するしかないと思いますから、ご検討をお願いしたい、このように思います。

インフルエンザのワクチンについて

それでは、次は保健所に質問します。

インフルエンザのワクチンの問題ですけれども、実際、決算説明書では各種予防接種費用として6,296万円、6,663人分として報告されています。昨年から、65歳以上の高齢者の皆さんのワクチン接種については、公費負担が一部入っています。この65歳以上のワクチン接種の方は何人だったのでしょうか。

(保健所) 保健課長

まず最初に、決算書の中の延べ人数の6,663人の訂正をさせていただきますけれども、これは定期の予防接種の人数だけでしたので、延べの予防接種人数としては1万5,977人となります。申しわけございませんが、まずそこを訂正させていただきます。

高齢者等インフルエンザ予防接種に関してですけれども、昨年は、だいたい接種対象者の30%を見込みまして6,958人の方が受けられました。

中島委員

昨年は11月から開始でしたけれども、国の決定が遅くなったものですから、実施準備期間もあって、結局、接種開始が20日過ぎということで遅れました。途中でワクチンが足りないという問題も出たり、なかなかうまくいかなかったところもありましたけれども、今年の見込み予定数は幾らくらいに押さえているのか、実施期間をいつからいつまでにするのか、また自己負担料金は今年幾らになるのか、お聞かせください。

(保健所)保健課長

14年度の計画ですけれども、対象人数の30%を見込みまして1万1,705人を予定しております。実施期間ですけれども、14年11月1日から15年1月31日を予定しております。

それから、一部自己負担を昨年より導入しておりますけれども、今年も一部自己負担1,000円を予定しております。

中島委員

少し寒くなってまいりましたので、体に自信のない方々は、そろそろインフルエンザの予防接種をやった方がいいのではないかとこの相談事が入っています。10月からぜひ実施してほしいという意見もあるようですが、効果と実施時期との関係で、適切な時期というものはあるのですか。

(保健所)保健課長

インフルエンザワクチンですけれども、これは、接種後、だいたい2週間くらいたちましたら効果が出てきて、その後、約5か月間有効だと調査で出ています。例年は、12月から1月くらい、時によりまして3月くらいまで流行するのですけれども、一番のピークは1月から2月と言われております。

中島委員

そういう点では、10月末から実施することに矛盾はないと思うのですけれども、市民要望もありまして、10月後半からでもぜひ接種できないかということについてはどうでしょうか。

保健所長

全くお説のとおりだと思います。

ただ、問題として、医学的により早い方がいいかどうかという問題がありますけれども、10月1日、10月下旬、11月と、場合によればその辺をもうちょっといろいろ考えて、実施の開始の時期を考えていこうと思いますけれども、通常は11月で行います。確かに、それが10月の方がもっといいのかどうかとなると、その辺は医学的にはいろいろ考えていく余地はあると思います。

中島委員

ご検討をお願いして、この項については質問を終わります。

決算中の不用額について

次は、今回の決算報告の中で、当初予算に対して決算で大きな不用額が出ている何点かについてお聞きします。

最初は、老人福祉費の中で除雪費が500万円の予算で出ていますが、実際には106万の決算になっています。これについて説明してください。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

福祉除雪費500万の予算に対して不用額ということでございますけれども、その件につきましては、ご承知のように、今年の冬は非常に雪が少なかったという部分が挙げられます。少ない雪であれば、例えば近所の人、あるいは知人、あるいは親族、あるいは自分の運動のために少しずつ雪かきをする場合も考えられます。このようなことがありまして、要望も少なかったのではないかと思いますし、結果的に実績が低かったということでもあります。

中島委員

今年14年の除雪費予算は500万と。これから12月、来年度の予算を立てるときに、13年度実績を理由にして大きな減額と、こういうことになれば私は大変心配だと思っております。それでなくても、500万をもう少し多くしてほしいというご希望もあるわけですから、年に1回ではなくて、必要な回数の除雪も希望したいというご希望もあるわけですから、来年度の予算に対して実績どおりということで大幅減額になることはない、500万は確保されるというふうに期待したいのですが、いかがですか。

(福祉) 高齢社会対策室 高齢福祉課長

まだ雪の時期が来ておりませんので、どれくらい雪が降るか、今のところ予想はできませんけれども、これまで、雪が多く降った場合、そういう場合は予算不足を来す場合もあるわけですが、その場合には補正で対応したいと思えます。また、今年のように雪が少ない場合は、不用額で落とすということもありますので、今後、従来どおりの方針でやっていきたいというふうに考えます。

中島委員

介護予防生活支援事業というものがあまして、独り暮らしの老人等に対する生活支援生きがい対策、保健予防活動として介護保険になだれ込む方を少なくするための対策ですが、市町村が行う取組です。このサービスに対しては、国、道から4分の3の補助金が出るということで積極的に活用してほしいということを何回か取り上げてまいりましたけれども、この除雪サービスというのも独り暮らしの高齢者にとっては重要な課題なのですが、これが対象項目として一項目起きていなかったのですね。これについては、ぜひ検討してほしいと思っておりましたが、対象にならないでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室 高齢福祉課長

今、委員が言われましたように、国の介護予防生活支援事業のメニューの中に軽度生活援助事業というのがあります。この中で自己負担の対象とされているものがございます。ただ、これには要件がありまして、市町村が実施主体でなければならないという1項目がございます。13年度までは、ご存じのとおり社会福祉協議会というのが実施主体となりまして実施しておりまして、市が全額補助をしていたのですけれども、実施主体との関係で国の補助金の対象外というような経過があります。ただ、14年度からは、その補助金を導入するために市が実施主体となりまして、社協に委託して行う。それによって、14年度からは国の補助金を導入できるようになったものです。

中島委員

そういうことでしたら、大いに事業拡大して利用を増進させるということで取り組んでいただきたいと思えます。これまでのうちの4分の3が、国、道で持って4分の1負担になるわけですから、4倍くらいのサービスを実施するというので取り組んでいただきたいと思えます。

次に、1億円程度の不用額を出している項目について質問します。

まず、生活保護の関係ですけれども、生活保護受給者が増加しているのに、扶助費は不用額が1億円以上出ています。これはどういうことでしょうか。

(福祉) 保護課長

1億円の不用額の大きな要因でありますけれども、これは医療扶助費の減です。この医療扶助費の中でも、入院患者の減が挙げられまして、平成12年度の月平均の入院患者が495名、これに対して平成13年度の月平均は461名ということで、月平均で34名の入院患者が減っております。

減った要因としましては、介護保険制度の適用ということで介護ベットに移行したことが挙げられると思えますけれども、その34名の月の入院費がおおむね30万としますと、年間で1億2,000万が生じるということで、当初は医療ベットの予算で見えていたものが、介護ベットへの移行が予定したよりもちょっと多かったのではないかと考えています。

中島委員

それでは、次は保育所費の新赤岩保育所の建設費です。

4億2,500万円の予算が、減額補正されていますけれども、3億514万と、これもだいたがお金の予定が狂ったのです。この理由はどういうことでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

新赤岩保育所の建設費の関係ですけれども、委員がおっしゃったように、適正補正で減額して不用額にはなっていませんが、その減額した主な理由ということです。

この理由の前に、一番の要因というのは、あそこに建てる用地を平成12年度に取得したのですが、平成12年度に、当初、今建っている土地の半分くらいの約2,500平米の土地の取得を予定して、いろいろ作業を進めておりました。いろいろ検討する中で、もう少し余裕がある土地がほしいということで、約4,800平米ほどの土地を取得することになりまして、地主さんからは13年度の2月に取得したと。そういう関係がございまして、当初の半分の土地で建物を建てるということで、そういうことで13年度予算に対して建築等の設計といたしますか、見積りといたしますか、そういうことをやっておりました。それが、結果、広い土地になったものですから、これからどういう状況だったかということでお話し申し上げますけれども、不用額といたしますか、減額する状況になったということでございます。

まず、敷地の造成なのですが、前はもともと小さい土地でしたので、ちょうど「はる」の上といたしますが、その上の道路のあたりが結構なきれいなので、擁壁をつくらなければならないというような、いろいろなお金のかかるような工事を必要とする状況でした、小さい面積ですけれども。それで、大きくなったものですから、少しセットアップすることによって、そういう擁壁をつくらなくてもよくなったということで、その敷地の造成の部分で2,000万ほど減額になると。そして、建築工事の方も、敷地がそういう形になって、当初、道路面の擁壁の方のぎりぎりに建物をつくる予定でしたので、建物に採光の関係の窓がなかなか取れないということで、天井から全面的に採光するという設計を考えていたのですが、それが、離れることによって採光が可能だということで、それが一番大きい要素なのですが、建築の方に、そういったことを全部と、地質調査の結果、くいが少なくて済む、そういうふうなことを加味しまして、4,800万ほど不要になった。

また、設備と電気関係においても、暖房方式の変更や、電気容量が、当初、一応、高圧ということで考えたのですが、いろいろ積算する中でそれまでは必要ないということで、高圧受電設備等が不要になりまして3,700万ほど減額になっています。

更に、道路についても、さきほど申しましたように、擁壁等が必要なくなりましたので、それで1,000万近い不用額が出ました。あとは、当初予算で計上してもらった備品等を購入しまして、それを減額補正をした、1億1,969万2千円ということで減額をして、その部分が、委員が今言われた部分の予算と決算の違いになるのかなというふうに思います。

中島委員

る説明を受けましたけれども、一般的に言って、土地を広くして増額だったらわかるのですけれども、減額になるというのが余りわかりにくい話だと思うのです。初め予定していたような保育園の建設計画の、全体の面積は減ったのですか。それは、同じなのですか。建てる場所が半分のところに建てるものが、倍のところの真ん中になったということなのですか。そこはどうですか。

(福祉) 児童家庭課長

基本的には、建物と面積というのは変わっていません。敷地の造成の仕方が変わったとか、今言いました地質調査の結果、くいが少なくて済むとか、そういう擁壁をつくらなくなったという、そういうような要素もあって減額になったということです。

中島委員

最初に買う土地の予定の倍を後からつけ足して大きな土地にしたと。こういう予定を立てるのが、最初の計画に盛り込まれなかった。それによって、つくる保育所の設計その他に影響を及ぼして1億円減りましたと。余りよくわからない話だと思うのですが、後から土地を買うということについては、初めからそのくらいの大きさが必要だという判断があったのですか。それとも、降ってわいたように寄贈者が出たということなのですか。ここはどうですか。

(福祉) 児童家庭課長

当初は、いろいろ話しましたように、擁壁等をつくって2,500平米程度の敷地の中でつくるということで計画をしていました。ただ、実際に現地で子どもがいろいろ見てみると、やはり広い方がじゅうぶん遊べるといいますが、そういう意味では広い方がいい、広い土地が欲しいということで、そういうことでいろいろ調査した結果がこういう結果になったということでございます。

中島委員

次の問題は、土木の方に除雪費ですね。

7億170万円の予算に対して、決算額6億600万と。雪が少ないというのはさきほどのお話でありましたけれども、この不用額の結果はこういうふうに考えてよろしいのでしょうか。

(土木) 田中主幹

除雪費用の不用額についてでありますけれども、当初9億8,600万の予算で作業を進めておりました。さきほど言いましたように、暖冬少雪、積雪量が3メートル87ということで、過去10年間の積雪平均5メートル87センチと比較しましても66%という極端に少ないものになっておりました、そういう気象条件、さらには作業方法の効率化に努めまして不用額1億4,600万円を出しております。

この種の減額要素といたしましては、ロードヒーティングの費用につきまして約5,000万、それから直営体制ということで見直しを行いまして、職員等の賃金等1,100万円、除雪の委託費用ということで約5,400万円、そのほかに貸出しダンプ等を含めまして3,100万円、トータル1億4,600万円の不用額が出ております。

中島委員

中身を見ますと、例えば融雪剤の材料費は1,055万円の予算が1,582万円で、これは決算として増えているのです。市民からの安全対策の要望に対しては、やはり雪が少なくてもやらなければならないのだと私は思いますが、一方、交通弱者対象の交差点段差解消事業が始まっています。これについては、全額道補助金で小樽市の負担はないはずですが、予算を残していますね。もっともっと、たとえ雪が少なくても、交差点の段差解消などはまだやるべき余地があったというふうに私たちは思うのですが、この点などについてはじゅうぶん対応していたと、こういうふうにお考えでしょうか。

(土木) 田中主幹

今、弱者対象の段差解消事業につきまして、道の補助金でやっております。これにつきましては、予算額270万円に対しまして、決算は263万5,000円ということで、その差額というのは入札差金という形ですので、それで全額ほぼ執行しているような状態になっております。

更に、市独自で同等の形で還付金を出しまして、段差解消事業費を更にやっております、それと今の263万を足しますと、約600万ほどの段差解消事業を実施しております。

また、砂につきましても、雪は少なかったのですけれども、緊急路面对策としては砂の量は増えているという状況であります。

中島委員

そういうお答えを聞いて安心しました。やっぱり、雪が少ないということで、サービス低下というよりは、市民

の要望や安全にこたえる業務はきちんとされているということが大事だと思います。

以上、不用額についてお聞きしましたけれども、財政部長にお聞きします。

地方財政法の第3条には、「予算の編成 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とあります。この範囲というのは、どの程度のことを考えているのでしょうか。

財政部長

ただいま関係のご質問の不用額についてそれぞれ答弁があったわけですが、地方財政法に定めます基準というか、基本といいますか、これにつきましては、やはり第一義的には法令に定めるところに従いなさいということですから、これは、当然、法律とか政令だとか省令と、もちろん市の条例だとか規則に準じたそういう予算の計上をいなさいという指導になっているわけです。

また、合理的な基準ということですが、これにつきましては、やはり、毎年、小樽市でも予算編成時に編成方針というものを出しながら、全庁的に統一した考えを持って予算編成の作業を進めてほしいということを通達しているわけです。その内容自体は、やはり第一義的には前年度の実績などもやはり当然考慮いたしますし、そのほか予算編成時で考えられるいわゆる状況、例えば退職者だとか、あるいは規模だとか、そういうものの関係がどうなるのかということを見積ってということになります。また、編成時では、余分な財源があるわけではありませんから、やはり必要額のぎりぎりの予算編成をしていただいて、しかも、その事業ごとに上限額を定めるというか、予定額を定めているわけでありまして、そういう範囲の中でやっていくこととなりますので、今の不用額そのものにつきましても、予算執行の段階でやはりいろいろな事情の変化とかそういうものがあつたわけでありまして、そういう中で不用額が生じたという理由づけになりますので、一応、編成の関係では範囲にあつたというふうに思っております。

中島委員

これは、すべて合理的な基準に基づいて予算化されて問題はない範囲だ、こういうふうにおっしゃるわけですか。

財政部長

ただいまも申し上げましたが、それぞれ担当者の方から、予算執行に当たつてのそういういろいろな事情の変化だとか状況の変化があつた上でのこういう予算執行になつたわけですから、私どもは合理的基準に一応準じた予算編成をしているというふうに判断しております。

中島委員

雪の場合は、私も、一定のやむをえないものもあると思います。平均66%減という異常事態でしたから予測不可能と。介護保険制度の動向がどうなるか、こういう問題もあつたと思います。しかし、赤岩の保育所のことに関してだけは、果たしてそう言えるのかという疑問があります。なぜ途中で高圧電の配置をやめるのか、半分の土地でやるものを2倍の土地にして1億円削除するのか、甚だ準備不足、厳密な予算化とは思えないのですが、これはどうですか。

(福祉) 児童家庭課長

当初、暖房装置に床暖房の検討をしていて、例えばそれが内部でいろいろ協議する中で、実施設計に入ってそれがなくなって、そういう図面を引くことによって50キロの高電圧がそれ以下で済むようになったとか、そういうさまざまな検討を重ねた上での理由があるわけですから、過大見積りをしていたわけではなくて、適正にやってきたものだというふうに思っております。

中島委員

わかりました。

国民健康保険について

最後に国保のことだけお聞きします。

国保については、資料請求をさせていただいておりますので、皆さんのお手元に国民健康保険料の軽減世帯の状況が行っていると思います。

今年度の国民健康保険料の未済額が8億6,000万、資格証や短期証を導入して、公用車を2台購入して、非常にいろいろ苦労されて保険料の徴収に努めたと。成果はあったということになるのでしょうか。まず、この点をお聞かせください。

市民部和泉主幹

14年度に繰り越しました金額が8億ということですが、こういう経済状態の中でおよそ昨年並みの収納率が上げられたので、効果があったというふうに評価してございます。

中島委員

そうですか。かなり消極的な評価だなというふうに思うのですけれども。

(市民)保険年金課長

収入未済額につきましては、8億6,000万であります。額としては非常に高いものになってございますが、これにつきましては、昨年と比べましては1,780万円、約2%増えている状況です。この中身につきましては、不納欠損額が前年度との対比で940万円ほど減ったことが逆に表われております。それから、収納額で8,800万円ほど減ったという中身で、総体的には前年度とほぼ同様の実績を得られたというようにとらえています。

それから、さきほども主幹が申し上げましたけれども、収納率全体で言いますと、現年度分につきましては0.17%微減ということで考えてございまして、最近の経済状況で、今もリストラ等で被用者保険からどんどん国保に所得の低い方が移入しているというような状況を踏まえた中では、現年度分では非常に健闘したと、そういう意味では評価しているところでございます。

それから、過年度分につきましては、これは過去の中で一番伸び率があったのですけれども、1.8%で約1,600万円の増収を図れました。これにつきましては、資格証と短期証が過去1年間の納付状況で交付される証の区分を判断するというところで扱ってございまして、まさにその効果が表われた。むしろこの過年度分は、私どもとしましては現年度分に入った方がペナルティーの関係もありますのでよかったかもしれない、そういうような状況になってございます。

公用車2台につきましては、実車率といいますか、距離だとか稼働率で約2倍になってございまして、職員の徴収額も増えているということに表れていると思います。全体的には、昨年を維持できたということで、比較すると効果を上げていると考えます。

中島委員

資料にあるとおり、13年度、12年度、国保全世帯に占める軽減世帯、これはもう50%を過ぎているのです。国民健康保険に入っている世帯の半分以上が全額払える状況ではない、こういう報告なのです。こういう事態で、今後の国保料の推移、見通しですが、これについてはかなりご奮闘されたようでありますけれども、それでここに食いとめたと。今後の見通しはいかがですか。

(市民)保険年金課長

国民保険料の今後の見通しということでご質問かと思っておりますけれども、例えば、国民健康保険は今年の10月に建保法等の改正がありまして、その中で、保険料の算定方法が改められることになりました。大きく二つありますけれども、一つは保険料総額の求め方が変わります。老人医療費拠出金の算定方法が改められまして、金額で相当、何億か落ちてくるのではないかというふうに考えております。一方、現行70歳から74歳までの前期高齢者の方の医療費を、国保なら国保の医療保険制度の方で見なければならぬ。それが、毎年1歳ずつ負担が増えていく。これとの相殺の中では、16年度くらいまでは収支の改善が見られますが、その後、17年度以降、再び、むしろ前期高齢

者の負担の方が増えてくるというようなことで考えておりました、来年度の国保料につきましては歳出額は減っていくだろうと思います。ただ、小樽市の場合につきましては、もともと医療費に見合った保険料ということになってございませんので、保険料を下げられるまで、実際にはいかないのではないかとこのように考えてございます。

それから、もう一つが、所得割の算定方法が見直されまして、その様子でありますけれども、65歳以上の方の年金受給者の特別控除17万円というのが廃止されます。これによりまして、65歳以上の一部の負担が増えてくるのではないかと思います。あとは、青色・白色専従者控除の適用がなされます。これは、税の制度に合わせていくもの、特例を廃止していくということでもありますので、青色・白色専従の適用又は長期譲渡所得の特別控除の適用がなされるということでは、その方たちの保険料が下がってくる。また、給与所得者につきましては2万円の特別控除がありました、これも廃止されます。これにつきましては、全体の中で負担が上がるかどうかというのはわかりませんが、今の話で、ちょっと長くなって申しわけございませんが、原則的に行っている場合、総額では下がっていくだろう、ただ、その中では、保険料も個々に増える方と減る方が出てくる、そういうような形になるだろうと考えております。

それから、軽減世帯の部分でございますが、毎年、確かに増えてございますけど、さきほどお話しさせていただきまして、やはり全体的に不況の影響で収入が減っている、又は他の被用者保険制度からリストラに遭ったりして移行する方が増えております。またもう一つは、65歳以上の方の年金受給者につきましては、最低140万円の控除、それから基礎控除33万、それから今の17万の控除がありまして、190万までの収入がある方については所得ゼロとされております。そのような高齢者の多いことが軽減世帯を多くしている要因となっております。

中島委員

不況の影響やリストラなど、こういうことが大きく要因になっているということで、簡単には国保料の減額あるいは個人への影響を言えないと思いますけれども、国保の累積収支不足が32億4,786万円、小樽市にとっては病院の累積赤字と合わせて2大ウィークポイントになっています。

この国保の累積の収支不足32億円は、今のお話では今後も増えざるをえない、私はこういうふうに取り扱いますが、解決策あるいはこれをどう考えるのか。その点はどうでしょうか。

(市民) 保険年金課長

累積赤字が32億を超える金額で、33億ということでございますが、まず、累積ということでございますので、単年度収支でまず赤字を出ないようにしなければいけないということが前提になるかと思っております。今の現行制度の中では、短絡的といいますか、原則的なお話をさせていただきますと、保険料の値上げということで単年度収支の改善を図っていかねばならないだろうと思っております。ただ、この厳しい経済状況の中で、それが医療費に見合っただけで保険料をどこまで上げられるのか、上げていくことがいいのかどうかという問題がありますので、やはり、医療費が上がらない、これ以上皆さんが負担できないような医療費にならないということで、制度の抜本改革が図られなければ根本的な解決にはならないというように考えてございます。

それと、今現在、抜本改革につきましては、先般、坂口厚生労働大臣が平成19年度をめどに医療保険制度、市町村国保につきましても、政管健保につきましても、都道府県単位での統合、財政の一元化ということをおっしゃっています。それに向けて、年度末までに検討を進めるという話が出ております。一元化された時点で、抱える累積赤字につきましては各市町村の責任で解消するというふうに関国の方から言われてございます。具体的には、抜本改正内容が具体化された段階で指示があると考えておりますので、それに従っていかざるをえないのかなと考えています。

中島委員

私は、払える保険料にして、皆さんが完納すること、そして、国のペナルティーをやめて、きちんと公的制度としての責任を明らかにすることが大事だと思います。範囲を広くしても、その中で頑張っているところが大変なと

ころの負担をかぶるだけであって、お互いに大変な思いをするし、そういうことになれば、この30数億の赤字を小樽市は解消して参加しなければならないわけですから、一層厳しい一般会計の援助を得るべきだということになると思います。

そういう点を指摘して、質問を終わります。

委員長

北野委員、7分ほど過ぎております。

北野委員

サッカー・ラグビー場の実施設計業務委託契約について

委員長からそういうお話ですから、いろいろ予定したものをやめて、サッカー・ラグビー場の実施設計業務委託契約に関してだけ質問いたします。

昨年の2定で、サッカー・ラグビー場建設用地として三菱地所から4億5,000万で用地を購入しました。この議案に我が党は反対しましたが、そのときに我が党からどういう疑惑の指摘を受けていましたか。

(土木)管理課長

その当時、ちょっと記憶は定かではありませんが、そのときに土地の関係で、購入に関して疑惑があるのではないかということで、なぜ購入するのかというようなお話で、その他何点か共産党さんの方から指摘があったということは記憶にあります。

北野委員

決算ですから、決算説明書の210ページ、これにかかわって立ち入って質問させていただきます。

今の管理課長の答弁では、それだけの話だったら、どういう疑惑かわからないわけです。具体的に、私どもはあなた方に、記憶が薄れたら困るから、当時五つの疑惑があったのですよということを事前に言っておいたのですよ。そういうことをすっかり1時間もたたないうちに忘れてしまう。そして、疑惑の中身を表に出さない。そういうこそくな態度はやめてください。

我が党の指摘を受けて、委託契約にどういう方針で臨みましたか。

(土木)管理課長

今回の望洋台のサッカー・ラグビー場の実施設計業務の入札に関連してということですか。

北野委員

1年前、指摘した疑惑があったのだから、それを踏まえてどういうふうに契約に臨んだのかということを知っているのです。

(土木)管理課長

入札とは関係なくという意味でしょうか。

北野委員

入札に当たってです。

(土木)管理課長

サッカー・ラグビー場の実施設計業務の入札に当たりましては、特殊な設計業務であって道内の事例も少ない、こういうことを基に、設計部門登録業者、過去に運動公園の実績があった業者、そういう業者をリストアップした中で、この業務については用地造成が重要課題ということでありましたので、設計実績、土質調査等の資料を有しているということを含めて、道内の業者から小樽市に登録がありました6社を設定して今回入札した、そういうことになっております。

北野委員

資料の入札見積一覧表というのを出示していただきました。財政に伺いますが、この入札見積一覧表は、一般の市民、業者に公示されているものですね。

(財政)契約管財課長

公示されているものです。

北野委員

この入札見積一覧表の中に、指名業者選定の理由というのが書かれています。この中に、なぜ現地の土質調査等資料を有する業者と記入したのか、そのわけを説明してください。

土木部長

この入札についてでございますけれども、一つは、さきほどちょっと管理課長の方からお話ございましたけれども、やはり宅地造成が大きなウエートを占めているということもございます。一つは、三菱地所というところから土地を買っているわけですけれども、そういった会社が望洋地区では相当長い間造成工事を手がけてございますので、当然、あの地域の地質に関する情報というか、特性について熟知をしているということもございますので、そういった資料がまず一つあれば、相当やはり早期に施設の計画が立てられるだろうということもございますので、そういった意味からも、一つはこの資料を持っている会社、そしてまた、その三菱以外の会社も、5社あるわけですけれども、これらの方々も当然いろいろな資料なども持っている場合もございますので、そういった方々にも聞きますと、何らかのものを持っている、情報もあるというような話も聞いてございましたので、こういった方々を含めて、今言った有する業者をひとつ、土木の設計登録とあわせて、これを提出するというところでございます。

北野委員

おかしいではないですか。それだったら、初めから三菱が手がけた土地の資料を三菱が持っているのはあたりまえでしょう。そうしたら、これを書いたら、競争入札ではないですよ。現地の土質調査等資料を有する業者となったら、1社しかないでしょう。三菱地所設計にこれはやるのだよということを、小樽市が方針として掲げているのと同じでしょう。これが公正な入札と言えるのですか。

(土木)建設課長

この部分に関しましては、多少、言葉足らずなところもあったと思います。

しかし、この特記仕様書の中に、私どもは、1ページ目の下から三つ目、既存資料という形、それから、2ページ目の上から地すべり改善の次に既存資料と。ただ、今回のこの設計からいきますと、多少、量的なものは少ないかもしれませんが。それで、とった会社は、私どもが持っております、平成元年からボーリングだとかいろいろな調査をやっておりました。それを使っていただいて、総合評価をしていただくと、こういうことになっておりましたので、とった会社の方にはこういう資料関係にご不便はないと思います。

北野委員

そういう説明だったら、なおさらおかしいよ。

お聞きしますけれども、今の課長のおっしゃったようなことであれば、小樽市はやっていないのだから、三菱地所から恐らくもらっていたと思うのですよ。小樽市が要しているあのサッカー・ラグビー場付近の土質調査の資料を小樽市は持っている、落札した業者に渡すのだということの説明でしょう。入札の前に、そういうことをどこの文書で6社にそのことを明らかにしましたか。その証拠を見せてください。

土木部次長

この指名に当たりましては、指名選定の基準の中に書いてございますけれども、さきほど管理課長から申しましたとおり、こういった道内の運動公園等の設計というのは非常に少ない。そういったことから、道内でこういった実績があり、かつ土木設計の登録されている業者、まずこれがひとつくりとしてございまして、更に、これは又はでございますので、それに加えて、現地の土質調査等の資料を有している業者ということで、最終的に6社と、

こういう形で指名をしているということでございますので、設計事務に書いてあるとおりで私どもは考えておりません。

北野委員

答弁になっていませんよ、そんなことだったら。あなたのおっしゃることだったら、この資料にある指名業者選定の理由の二つ目、土木設計登録又は現地の土質調査等資料を有する業者、どちらかであればいいのでしょうか、2項目目。土木設計登録は6社とも全部持っているのですよ。又はでしょう。私への事前の説明では、他の5社が、この現地の土質調査等資料を持っているかどうかを理事者は確かめていませんよ。そういう説明でしたよね。そうしたら、明らかに三菱しか、三菱地所設計しか持っていない、それを指名選定の理由に載せたのですよ。どういうことになりますか。

設計の委託料の費用積算の中で、初めから差がつくのではないですか。これから資料を集めて、調べて入札に参加する、そういう業者はその費用が必要なのです。三菱は、初めから持っているからその費用は要らないのですから積算に含まれない、そういうことになりませんか。

土木部次長

今、私が申ししたのは、道内の運動公園等の実績があり、かつ土木設計登録がある業者、又は現地の土質の調査等資料を有する業者ということで選定の理由を考えているということでございまして、その後の話となりますと、さきほど建設課長が申しましたけれども、三菱地所が持っていた資料、あるいはまた、私ども小樽市としてジャンプ台の関係で持っていた資料、そういったものは落札した業者には提供するというところでございますので、選定理由というのは、あくまでも今申しましたようにこういう理由ということで、又はということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

北野委員

理解できないね。おかしいでしょう。絶対、これはおかしいです、あなた方。

そうしたら、財政に聞くけれども、どこへ公示したのか。

管財課前ですか、それとも役所の正面ですか。どこに公示したのか。

(土木)管理課長

望洋台サッカー・ラグビー場の実施設計業務につきましては、土木部の発注業務でありますので、土木部の掲示板の方に表示しております。

北野委員

土木部のどこですか。土木部の掲示板というのは、具体的に。庶務係のところか。

(土木)管理課長

管理課の入口の前でございます。

北野委員

庶務係がいつも張るところに張ったのでしょうか。そうしたら、これを見た人は、運動公園の設計実績があれば、常識的には土木設計登録の業者だというのは私もわかります。その上に特記事項がついているのです、現地の土質調査資料を有する業者と。だから、私が聞いても答えないのは、落札した業者に、市の持っている三菱地所の望洋台のボーリングその他のそういう資料を渡しますということを事前に説明していないでしょう。どこに説明したのですか。うそをついたらだめだよ。

(土木)建設課長

さきども申しました既存資料等ということで書いておりますので、あくまでも、この設計業務というのは、ボーリング2孔と電気探査、地すべり、それと実施設計ですから、あくまでもこの業務に関しましては、これで設計をしてもらえればよろしいわけです。ただ、とった会社、入札をした、これは今、私が言ったのは見積りをするた

めのもので。ただ、これと別に落札をした会社におきましては、この調査だけでは足りないと思ったら、私どもの方にいろいろな資料があるから、私どもの方ととった会社と調整をして貸すと、そういうふうに、既存資料と書いているのはそこなのです。ちょっと少ないかもしれませんが、この書き方が。

北野委員

ところで、建設課長は、建設課長に就任したのはいつですか。

(土木)建設課長

今年の4月でございます。

北野委員

見てきたような答弁しているけれども、担当していないでしょう。何か臨場感あふれる答弁だけれども、あなたは担当していなかったのでしょうか。見てきたよううそをついたらだめです、そんな。

ところで、一般調査や解析調査その他とおっしゃったけれども、この特記仕様書というのは、これは入札に参加する方みんなに差し上げているのでしょうか。

(土木)建設課長

そのとおりです。

北野委員

この参加した業者のある方は、事前に、小樽市から望洋台の地質調査その他いっさいのことが落札した業者に渡されるということは聞いていませんよ。だから、さっき私が聞きましたが、入札に当たって、そういうふうに事前に渡すということを業者がわかるような表現はどこに書いたのですか。資料がなくても、ここにあるというのをまず出してください。

土木部長

今、お手元に特記仕様書がいつているかと思えますけれども、それに業務の目的も書いてございます。これは、明らかに実施設計図書を作成することを目的にするということを言っていますので、この中で、一般調査を含めて解析もやり、そして実施設計をやることになってございまして、その中身として、一般調査の場合はこういことですよ。そして、(2)番目で、解析を行う場合には相互解析の取りまとめということもございまして、その中でさきほどからお話しています既存資料と、今回やる一般調査の資料を合わせ持って解析を行い、そして設計業務の基礎資料としてくださいということで、今回の業務委託を行ってございまして、さきほど来お話ししています既存資料というのは、私どもの資料なり、それから三菱地所からもらっている資料を持ちながら、設計業務の実施設計を行ってくださいと、こういうことで書いている資料でございます。

北野委員

これしかないのでしょうか。結局、それにかかわる資料は。これを読んで、ライバルの三菱地所設計から小樽市が資料をもらっていると。ボーリングその他、土質調査も、そういうことなどはだれも知らないよ。知らせたの、事前に。だれも聞いてないでしょう。

それから、さっき一番最初の答弁を私は注意して聞いていましたけれども、現地の調査、これに当たっては、これに類するような資料を持っていると思われると答えているのですよ、あなたは。そんなことは、あなた方の推察であって、三菱地所の持っていた土地をあなた方が高い値段で買ったと。その地質調査にかかわる資料を、それらの業者が持っているかどうかは、あなた方はわからなかったのでしょうか、入札前は。そうやって私に説明していたでしょう。そうしたら、そういう前提が今の答弁でも変わっていないわけですから、そうすると、この資料にある指名業者選定の理由の中に、望洋台の現地の土質調査等資料を有する業者となったら1社だけになるでしょう。あたりまえではないですか。それで公正な入札が確保されるのかということを知っているのですよ。

土木部次長

確かに、後段の現地の土質調査等の資料を有する業者となりますと、おっしゃるように1社になるというふうには思います。それは、繰り返しになってしまいますけれども、私どもが指名の選定事由の中には、さきほど申しましたが、実績があつてかつ土木設計の登録をしている者、又はその資料を有している者というふうにご考えていただきますので、ご理解願いたいと思います。

北野委員

そう頑張っても理解できないとさっき言ったでしょう。同じ答弁をやってもだめです。

そうしたら、乱暴にとれば、土木設計登録していなくても、現地の土質調査等資料を有する業者であれば参加していいことになるのですか。そんなばかな話はないでしょう。だから、答弁になっていないと言っているのです。

私は、これは疑惑がありますから、この件については公正な入札でなかったと判断せざるをえません。この問題については、後でまた指摘をします。

ところで、資料、あなた方がおっしゃった特記仕様書、この中に一般調査、1ページ目ですよ。業務の内容が幾つか書かれています。ボーリングだとか、電気探査とか、解析だとか、こういうものは特権的に三菱地所設計だけが持っていたのです。

お伺いしますが、入札の調書というのを、議会から要望あれば、その都度、入札の結果を、1回で落札したか、2回で落札したか、出していただいています。この入札の結果は、6社それぞれ1回目幾ら、2回目幾ら、2回目まで行ったかかどうかわかりませんが、金額で実名を挙げて言ってください。

(土木)管理課長

指名業者6社による入札の結果ですが、株式会社ドーコンが2,300万、株式会社北海道技術コンサルタントが2,400万、北海道土木設計株式会社が2,550万、サンコーコンサルタント株式会社が2,340万、建基コンサルタント株式会社が2,400万、株式会社三菱地所設計が1,800万、第1回目の入札で株式会社三菱地所設計が落札されております。

北野委員

わずかこれくらいの金額で、500万から750万の差がついているのですよ。

ところで、この業務内容の一般調査、解析調査を独自に行うとなれば、一般的にどれくらいの費用を要しますか。期間も。どれくらい、あそこをボーリングしたり、電気で作ったり、水の流れをやったりいろいろやるわけでしょう。その費用は幾らなのか。それらはどれくらいの期間を要するか、お答えください。

(土木)建設課長

今、この設計の内容の金額は、消費税込みで924万くらいです。工期はちょっとまだ確認できませんけれども、2か月くらいあれば終わるのではないかと思います。

北野委員

そうすると、予定価格ということでは語弊がありますがけれども、だいたいおっしゃった1,000万弱なのです。工期は2か月くらいでしょう。そうすると、土木部の管理課にお尋ねしますが、入札を公募してから落札まで2か月ありましたか。

(土木)管理課長

入札の通知書につきましては8月8日で、入札の日程につきましては8月21日ということですので、約2週間くらいでございます。

北野委員

そうしたら、建設課長が言った現地の土質調査等にかかわる期間がおよそ2か月でしょう。実際にはできないということでしょう。そうすると、三菱地所設計が実際には落札する資格がなかったということになるのではないですか。その矛盾はどう説明しますか。

(土木)建設課長

今の見積り期間というのは、私どもが金なしの設計書をつくって管理課に置いて、それを皆さん方指名の会社が見て、お金を設定すると、見積価格を立てるとというのが今の2週間なのです。そして、とった会社は、それを基に工事を行ったときには、だいたい今のこの電気探査からボーリングからといった日にちでいけば、約そのくらいかかるのではないかと私を申し上げたのです。

北野委員

そうやってごまかしたらだめです。この入札見積一覧表に、既に土質調査等資料を有するものというのは、持っていなかったらだめなことになっているのでしょう。

だから、ボーリングは何か所か穴を掘るのでしょう。それから、電気探査35点というのは、35か所でやるということですか。それらを総合解析、取りまとめ、電気探査解析、地すべり解析を行う、一般調査、解析等調査ですよ。これは、2週間でできるのかというくらいのものですけれども、そこで、もう完全に、三菱地所設計と他の五つの業者の間では差ができていられるでしょう。だから、見積もり価格に積算するということが出来れば、三菱地所設計が一番安く落札するというのは初めからわかっていたことではないですか。

だから、私が調査したある業者のある方は、これは、もう初めから三菱地所の系統だ、三菱地所設計に行くということが決まっていた、これを見た途端そう思ったというのですから、事前に何もそういうことが、小樽市が、三菱地所から、そういう三菱地所が行った土質調査の資料が小樽市さんに行っているなどとは聞いていないと言っていますよ。まして、それを落札したら貸してくれるということなどは聞いていないと言っているのだから。

これは、土木部長も建設課長も、当時いなかったのですから、もう一回念を押しておきますよ。見てきたような答弁してもだめなのです、くぎを刺しておくから。これは、きちんと責任ある回答をしていただかないと困ります。こんな疑惑を残したまま、認定してくれというふうなことは虫がよすぎますよ。

しかも、前段で、共産党が去年の2定のときに三菱地所から高い価格で購入するのはだめだと。そればかりではないけれども、5点、疑惑を指摘していたのだから。

これは、だれが答えますか。土木部長ではなくて、市長も三役も来てないから、総務部長いますか。市長を呼んで聞かないと答弁できませんか、今の疑惑、聞いていたと思うのです。

土木部長

今の北野委員からお話がありました日にちの件ですけれども、ちょっと私の方からもう一回整理をさせていただきたいのです。

今、長瀬課長がお話したのは、8月8日に各業者に入札通知をしまして、その2週間後に入札しますよと、その2週間ですね。それで、今もう一つ、議論してうちの建設課長がお話したのは、北野委員からそういった調査項目で幾らかかって何日かかるかという話でございますので、これを受けた業者が、その工事、一般調査と、それから探査、これについては約900万ほどで、これに要する期間としては2か月ですよと、こういう話をさせてもらったと思います。

それと、もう一つは、私どもの業務の管理の期限が14年3月20日に設定していますので、その間の中で、それぞれ調査をし、そして解析をしていただきたいという日にちになってございますので、もう一度整理をさせていただきたいと思って答弁いたしました。

それと、もう一点、私どもが、調査の解析の資料でございますけれども、これは公示する設計書の中に位置図を示してございまして、図面がありまして、それを点検してございまして、この件についてはこういう資料がありますよということは、私どもは図面で見せておりますので、各社はここの部分のこの時点における調査資料があるという認識はできたかと私どもは思いますので、その辺は私どもからもきちんと答弁させていただきたい、このように思っております。

北野委員

部長はそういうふうにおっしゃいますけれども、業者が、その図面というのですか、あれは秘密会に出したものでしょう。

(土木)建設課長

ついている図面というものは、公示用、要するに指名業者が見に来たときに、金なしの書類、何を何やるかというのを調べた、そのときにつけている図面でございます。

北野委員

私が聞いているのは、秘密会に出していたかということです。

出していないでしょう。

(土木)建設課長

あれは、成果品しか上げておりません。

北野委員

だから、私は土木部長の答弁で、はいはいとは思いませんけれども、百歩譲ってあなたの答弁どおりだとしても、2か月かかるうが何しようが、受け取ってからそれくらいかかるのだから影響はない、こういうふうにおっしゃりたいと思うのです、あなたの答弁は。

しかし、その前段で、見積りをしなければならぬのですから、事前に全部調査した資料を持っている三菱地所設計と他の五つの業者では、おのずから見積価格に差が出てくるのは当然ではないですか。三菱地所設計は、改めて調査をするのですか、これで。そんなばかなことはしないと思うのですよ、実際にあるのだから、今までやったものが。そうしたら、それを、何も積算に、価格に入れることはないでしょう。

今、前田さんがやめた方がいいのではないかというのがありますが、時間だと。私は、時間がないのはわかっていますから、これでやめますけれども、これは、質問に対して、公正な入札ではなかったという疑惑は晴れませんから、私の疑問を晴らすように、明日までちゃんと整理して持ってきてください。それを、条件に終わります。

この扱いについては、理事会で協議してください。委員長、よろしいですか。

委員長

はい。

北野委員

委員長が了解したので、私は終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたしまして、自民党に移します。

横田委員

リサイクル問題について

時間も迫っていますので、環境部の廃棄物対策課にリサイクル関係について、1点だけお伺いいたします。

13年度4月から始めました資源物の収集月2回の地域の拡大ということがなされました。さきほどの公明党の高橋委員の質問とも重複しますので、重複する部分は確認という意味でお答え願います。この月2回に拡大したことによりまして、拡大の成果と申しますか、効果と申しましうか、それと、2回にしたことによって資源物の量がどれだけ増えたのか。とりあえず、よろしく願います。

(環境)廃棄物対策課長

資源物収集を1回から2回に拡大しましたが、その成果についてであります。平成12年度は月2回の収集地区は1万2,000世帯でありました。それに対しまして、平成13年度は、全世帯の約40%、2万7,000世帯の収

集に拡大したところであります。

その結果なのですが、平成12年度と比較しますと、平成13年度の資源物の増加量が56トンと微増といいますが、ほぼ横ばい程度の効果に終わったところであります。

資源物の中身なのですが、4品目で、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなのですが、最近の一般の消費者の方の購買傾向といいますが、瓶よりもペットボトル等の軽いものに、持ちやすいということで、そちらの方向に寄っているということの結果も踏まえて、量の横ばいということも言えるのではないかと考えています。

横田委員

簡単に言うと、2回にしましたが、余り増えなかったということに聞こえましたけれども、そういうことですね。

何といいますが、資源物の回収は、どこの自治体でも力を入れて分別収集等々もやっているわけですが、本市の資源物の処理能力というのでしょうか、集めたものの処理能力、これはどのくらいのキャパでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

処理能力についてであります。合計で4.8トンでございます。そのうち、缶の圧縮については4.3トン、ペットボトルの圧縮、こん包つきましては0.5、合わせて4.8トンとなっております。

横田委員

缶とペットで4.8トンですね。

今、聞くと、余り集まっていないようですけれども、もしいろいろな手だてをして集めて処理能力を超えた場合はどうするのですか。まさか埋めるわけではないでしょうね。

(環境) 廃棄物対策課長

処理能力を超えた場合の処理についてでありますけれども、現行の計画量といいますが、年間の予定量は処理能力を超えない中で計画しておりますが、万が一超えたということになりますと、廃掃法違反になりますので、小樽市内にほかに民間の施設が何社かございますので、もし超えたときには民間の施設を利用していくような形になるかと思えます。

横田委員

超えないように集めているということに聞こえますが、私の聞きたいのは、今の世の流れは、ごみを極力少なくするために資源物をたくさん回収しましょう、リサイクルしましょうということだと思っております。

それで、それを今後どういうふうにしていくのか。集めるのか、あるいは処理能力範囲内でおさめる方針でずっといくのか。超えれば民間があるとおっしゃいましたけれども、なかなか、はい、民間にというわけにもいかないこともじゅうぶんあるでしょうから、今後、今までのはいいいのですが、これからどうするのかという環境部の方針をお聞きしたいわけです。

環境部長

さきほどもちょっとお話しさせていただいたのですが、今説明したように、天神のリサイクルセンターが4.8トンの処理能力しかないで、それをオーバーするとなかなか処理ができないということもありまして、事業系関係については、ひとつ民間の方でいろいろやっていただくということの打診もしましたし、何とかさきほど言ったようにサービス、資源物の処理センターの範囲内でひとつやりたいと。

今後については、広域連合の方で資源リサイクルセンターを今建設を予定しています。これは、ある程度大きなもの、天神にあるように5トンくらいのものでなくて、もっと拡大したものをやるという計画になっております。したがって、できるまでちょっと期間があるのですが、その間、何とか、缶、瓶、ペットボトルではなくて、付加がかからないような方策を考えて、一つはごみの減量、資源リサイクル、資源物の拡大というふうに行きたいと思っております。

広域連合の方の計画を聞きますと、将来的には、さっき言ったように、逐次拡大をするということですから、今、

月2回を、もう少し例えば週1回にするとか、そういうふうに拡大していけば資源物の増大になるのだというふうに思っています。ですから、今後は、そういう方向で何とか工夫していくという形になるうかと思えます。

横田委員

わかりました。

リサイクル推進費として七千数百万、7,100万でしょうか、使っているわけですが、それを、今言ったように、今までの月2回を頻繁に回収するようにする、あるいは分別を増やしていくなどしてやっていただくのが、我々はそうでないかなという気がするわけです。さっきのように、処理能力の関係でそれ以上集めないみたいなことになってしまうとちょっと困りますので、ひとつよろしくお願いします。

最後に、市の収集分といいますか、ペットボトルだとか缶はつぶすなというふうに各家庭に指導していますが、私がちょっと見た資料の全国的なものではつぶしなさいとなっているのです。つぶして市町村に収集させなさいと。これはどういうふうに解釈して、どちらにしたらいいのか。これは、つぶさない方がいいのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

かんの圧縮の関係でございますけれども、実際、各自治体はまちまちでございます。小樽の缶の圧縮というのにつきましては、つぶした後、圧縮するとまくこん包できないという種類の機械になっておりますので、小樽市においては、市民の皆様にはつぶさないようにということを周知しているところであります。

横田委員

缶しか調べなかったですけれども、ペットも同じですか。

(環境) 廃棄物対策課長

申しわけありません。缶もペットも同じでございます。

横田委員

今後つぶさないと。

環境部長

天神のリサイクルセンターの機械が、ちょっと古いということがございます。そういう関係で、つぶすとこん包の処理ができないと。そういう点で今考えているのは、広域連合で今考えているのは、新式という形になるので。

(「リサイクルセンター、広域連合でやるの」と呼ぶ者あり)

それでやりますので、そのときに、それは新しい機械になりますので、それはつぶしてもかまわないということになっているので、将来的にはつぶして出してもいい、そういう形になるかと思えます。

横田委員

終わります。

前田委員

質問は用意していたのですけれども、5時を回っておりますので、明日もありますので、そちらの方でやりたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

それでは、以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。